

平成29年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成29年9月22日(金)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	総務課長	小畑 正勝 君
企画財政課長	千葉 伸吾 君	まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	鎌田 光一 君
保健福祉課長	残間 俊典 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	浅野 辰夫 君
教育課長	斎藤 雅彦 君	公民館長	遠藤 努 君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

---

議事日程第3号

平成29年9月22日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第47号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第5 閉会中の所管事務調査

---

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第47号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第5 閉会中の所管事務調査について

---

---

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、13番吉田茂美議員及び1番赤間茂幸議員を指名いたします。

---

---

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 8番和賀直義です。通告に従いまして一般質問を行います。

町長は、5つの重点政策を公約に掲げ、当選されました。教育民生常任委員の立場から、3つの重点政策について伺います。

まず、第1点、子育て支援の充実についてでございます。

①給食費の完全無料化、給食費の完全無料化の狙いは、現行2割支給しております。残りの8割支給の金額と財源をどうするのかお示してください。

②小中学校教育費の低減と具体的な内容は。

③小学校の駐車場の設置でございます。面積、駐車場の規模、台数等

なんかをお示してください。

④既に町として31年度より3歳児幼稚園を計画しております。課題は何か、したいなという実施できる決意を伺います。

2番目、大綱2番目でございます。若い世代の定住化対策。

①固定資産税を5年間無料化ということでございます。租税は公平原則だと考えます。課税免除を行うためには公益が租税の公平原則より勝らなければなりません。どのような公益を捉えているのか。

②1等地に若者の定住を。人口減少が続く中、中村行政区は人口減少になっておりません。このことは学校が近い、交通の便、道路がよい、比較的よいと通勤しやすい等の考えがあると思います。比較的生活しやすい道路インフラ等が充実していると考えます。インフラを大胆に整備して1等地をつくる必要があると考えますが、所見を伺います。

③県道大和松島線の4車線化の推進を。大和松島線朝夕の通勤時間帯交通渋滞になってきております。4車線化の推進が必要だと思いますが、所見を伺います。

3、発展的な高齢化対策。

①介護保険料軽減、目標は県内のどこの位置に置いているのかお示してください。

②おおさと助け合いポイントカードの内容について、NHKの「おはよう日本」で、「運動をすれば牛肉や商品券がもらえる驚くべき健康ポイント制度とは」と題して紹介・放映されました。運動や健診を行った人がポイントを受け取って商品券などに交換する制度で、運動等の推奨で住民の健康を増進し、医療費も削減しようというものです。本町においても導入すべきと考えますが、所見を伺います。

③希望の丘団地住宅に入るのに傾斜が急でお年寄りに負担になっております。手すり等の設置ができないか伺います。

以上、大綱3点について第1回目の質問を終わります。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） おはようございます。

ただいまの和賀議員の子育て支援の拡充についてということで4点ご質問ございますが、まず1点であります。

給食費の完全無料化の狙いについては、保護者の負担軽減と少子対策並びに子育て支援を目的としているものでございます。給食費の無料化については、財源は一般財源から持ち出すものとなりますが、財政健全化の推進や子育て支援の全体的な議論も踏まえながら検討してまいりた

いと考えているところでもあります。

2番目の質問でございますが、教育費軽減の内容につきましては、現在小学校で実施しております入学支援事業での運動着等購入に対する支援拡充でございます。中学校での運動着等購入の支援も検討にしてみたいと考えてるところでもあります。

③の小学校の駐車場設置については、学校行事の際に小学校付近に保護者用駐車場がないため大変不便をおかけしてございます状態にあります。駐車場の面積、駐車台数につきましては、学校行事に伴う状況を把握しながら設置に向けて検討してみたいと思います。

④の平成31年度より開設を計画している3歳児の幼稚園保育についてでございますが、不足する教室等を確保するため現在幼稚園増築工事の設計業務を発注し、業務を進めているところでございます。今後預かり保育も含めた職員態勢や教育カリキュラム作成など具体的な検討も必要になっておりますが、大郷町における平成31年度からの3歳児からの幼児教育実現に向けて努力しているところでございます。

質問の大きな2番であります。若い世代の定住化対策の一つ目でございます。固定資産税を5年間無料化に対する答弁でございますが、西日本地区などでは若者及び子育て世帯の定住化促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例や定住促進事業の定住促進奨励金により固定資産税、家屋や住宅用地相当額を交付している自治体がございます。重点施策の一つである若い世代の定住化対策は喫緊の課題と捉えており、固定資産税相当額の実質無料化に向け、制度の構築・実現に向けて検討してみたいと存じます。

次に、2番目の1等地に若者の定住をとという質問でございますが、このことにつきましては、昨日の佐藤千加雄議員の市街地整備についての質問に類似している質問と思われませんが、インフラ整備は市街地整備にかかわる事項と考えております。中村地区に限らず総合的な協働のまちづくりで持続的な発展する町におきまして、主要幹線道路周辺に地域の特性に配慮し、周辺の環境と調和した住宅地の整備誘導を図るものとしてございますが、今後さまざまな観点から検証し、また重点施策の一つである町民会議などにおける多くの皆さんの御意見等もいただきながら、この質問に対する検討を申し上げてみたいと考えております。

次に、3つ目の答弁でございますが、道路の車道数については道路構造令に基づき決定しておりますが、県道大和松島線は平成22年の交通センサスの結果では片側交通量1日当たり6,000台程度であり、1日当

たり9,000台を超えてくると基準としては4車線化を検討することになります。最近の朝夕の渋滞については、ピーク時交通量発生時における信号機のサイクルタイム関係なども問題であると考えてございますので、渋滞緩和については県道管理者や大和警察署の関係機関と連携を図りながら持続的に協議してまいりたいと考えております。

大きな3つ目ではありますが、3番目の発展的な高齢化対策について、①介護保険料については、前段の議員の答弁のとおり介護保険の保険者としてどの程度の水準となることが可能なのか、算定根拠を詳細に検討しながら上昇を抑制する方策を探ってまいりたいと考えているところであります。県内の順位を競うものではございませんので、本町の基準がどの程度になりますか、今後検討を重ねてまいりたいと思います。

2番目につきましても、前段の議員の答弁と同じ内容でございます。御案内の健康ポイント制度については、他自治体で制度化されているところであるようでありますが、本来運動や健診の受診は自分の健康を守るために行うものであって、それに対する見返りとしてのものや金品ではなく、自分の健康が維持されることが健康診断の基本であると考えております。

次に、第3についてでございますが、希望の丘団地は平成12年の入居開始以来16年が経過しておりますが、入居者の高齢化も進んでおり、傾斜による歩行者への支障など、入居者の日常生活の負担にならないように現地を確認し、聞き取ってまいりたいと。そういう中であって、さらに検討を加えながら安全な入居者が生活できるような環境整備をしてまいりたいと考えてるところであります。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 全項目にわたり答弁していただきました。大変ありがとうございます。続きまして、再質問に入らせていただきます。

まず、初めの子育て支援の充実についてでございます。完全無料化の狙い、これは保護者の負担軽減と少子化対策並びに子育て支援を目的にしていますよと、そのとおりでございます。私は、これに子供の貧困対策からも重要なことだと思っております。

あと、それから完全無料化になると給食費は徴収、催促を担当する教職員の業務の軽減に大変になるんじゃないかと。子供に向き合う時間が確保でき、教師も本来の仕事に専念できる効果もあるのではないかなと、このように考えます。

あと、現在まだ1%弱でございますが、未納問題があり、親に給食費

を払ってもらえない子供への心理的影響もなくなるものかなと、このように考えます。ですから、早い時期に本当に完全無料化を達成していただきたいと、このように考えます。

文科省も今月の11日に学校給食費の無償化等調査の通達を発行してございます。国も給食費無償化の方向へと動き出しているように私は見ております。でも、一番大事なのは、やはり財源の確保ができることが非常に大事だと。財源がないと政策の実行につながりません。あと、今残りの8割を無料化にしますと、今ざくっと給食費で調整している3,500万くらいが必要になるのかなと、こう考えておりますが、かなり費用もかかりますし、かなり困難なハードルが高いのかなと、このように考えてございます。

今現在ですね、未納の方に対して児童手当より相殺しているという徴収も行ってございます。子ども手当法第1条に「次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため」ということで子ども手当が支給されております。第2条に「子ども手当の支給を受けた者は、前条の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない」とあります。これは何ていいますか、子ども手当を給食費に使うということは、この児童手当の趣旨には沿っているのかなと、このように考えます。

それで、もし保護者の同意が得られれば、すぐは完全無料化はやるんですけども、ここ数年は、例えば2割、3割はアップして財源が確保できる範囲内でやりますと、不足分はこの児童手当と相殺してもらうことを了解してもらえれば、この徴収催促というか、そういう業務もなくなりますし、子供の心理的影響もなくなって、これは非常に有効なのではないかなと、このように思います。徴収業務をなくすことで、これは完全無償化への前進と考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの再質問の答弁をいたしますが、財源の措置、財源のないところで事業もできません。当然であります。この財源をいかにして確保するかと、こういうことで財政の健全化をしっかりとやらせてもらいたいと思うんですが、まず何よりもこのメニューをやると、こう決めなければ財源措置も出てまいりません。余裕のあるところでこの事業をやるということではございませんので、厳しい財政環境の中でいかにしてつくり出すかと、こういうことになるわけでありまして、この財源については全体の事業の中から、いかにして取るより使うほうに目を向ければ3,000数百万の財源は、私は出るものというふうに思っ

ております。

特に公共施設整備基金という名称の基金がございますが、このほとんど基金の内容はボートと競馬のものでございまして、私がこの基金を創設する際に本当はこういう名称でなくて子供・老人向けのものにしたいと、こういう考えがあったわけではありますが、多くの課内での調整会議で、いやそれだけでは一般会計、財政調整基金よりも多くなる、当時の環境にあってですね、私この基金は15億まで伸ばしましたが、そこから崩し始めて現在7億2,000万ほど残っているようではありますが、このような財源こそ、もっと施設会社とも交渉しながら本町の一般会計でない財源としての使い道を、もう少し幅広く考えていく必要があるというふうに私は今の見て感じているところでございますので、まずこの子育て支援の給食無料化については、議員も当然のことだという御理解を得ているようでございますので、この財源等々につきましては、30年度当初から私は踏み切ってまいりたいということで担当課のほうには指示をしているところであります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 町長の強い決意を伺いました。

続いて、子育て支援の充実の件でございますが、今、要保護・準要保護児童生徒援助費補助金という事業がございます。経済的に苦しい世帯に向けた義務教育の就学援助を行う自治体に国が2分の1を補助する制度で、我が町も実施しております。28年度の要保護・準要保護児童生徒の実績、町政の成果の中に、小学校で31人認定で181万円、中学校17人認定で167万円という成果が載っております。

国で3月31日付で補助金の要綱改正の通知をいたしました。その内容は、補助の対象を「経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者」と、こうなっておりますところを、なっていたために、小学校に入学後でないと認定できないので支給ができなかったという状況がございます。それを、この要綱を「就学予定者の保護者」というものも追加されたことでございます。それによると、その要綱変更によってランドセル代などの入学前支給が可能となったとなって新聞に報道されました。この新入学児童生徒学用品等の予算単価も改正されたということでございますが、どのように予算単価がなったのか、これは斎藤教育課長にお答え願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えいたします。

和賀議員さんが説明された制度の改正について、承知おきをしております。新入学児童生徒の学用品等の単価につきましては、29年度、小学校について4万600円、中学校について4万7,400円になっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 29年度に改正されて、2倍くらいになったと認識してるんですけども、小学校入学準備のために経済的に苦しい世帯においては、多額のお金を用意するということは容易なことではございません。それで来年度から入学前に支給する方針を決めた自治体が全国的に広がっている。京都市、秋田市、東京新宿区、静岡市、金沢市、津市、あとこの近くでは大崎市が決定したそうでございます。我が町もできるようになるか、課長に伺います。どういうものか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

和賀議員さんが質問された制度につきましては、国の補助金の事業でございまして、生活保護を受けている子供を要保護者と捉えておりまして、国のほうで先ほど申し上げました新入学学用品等の支給等を行っている事業でございます。

それで生活保護の子供につきましては、福祉事務所のほうで支給する金額の中で教育扶助費というものがございまして、その中で学用品等も支給してるわけなんですけど、新入学児童につきましては、それプラス臨時的な部分で支給しておりますので、町の制度の中では、国で言ってる要保護の子供については生活保護ということにして、町のほうでの裁量の中でお金を支出している状況にはございませんで、福祉事務所をもっている市とか、あと大郷ですと県の事業になっておりますので、そこら辺の対応になるかと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 町では福祉事務所をもっていないので町の裁量ではないよということでの回答でございました。準要保護にもこの制度を適用して支給してるわけなんですけれども、この準要保護のために町で創意工夫して何とか入学前に支給できるようにできないのか。行政のプロの斎藤さん、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えいたします。

準要保護につきましては、先ほど和賀議員さんがおっしゃられたとお

り、小学校中学校に準要保護の子供たちいまして、町のほうでは大郷町児童生徒就学援助費支給要綱に基づいて国の単価に準じた形で学校用品、新入学用品も含めて支給させていただいております。支給に当たっては申請主義ということで御本人が申請されて、それに前年度の所得の証明をつけて教育委員会のほうに御提出をいただいているところではございません。それで事務手続については、3月中に申請書を保護者の方に出してもらうことにしまして、4月の教育委員会で認定して事務手続を進めさせていただいております。

それで前倒しについては、今後、事務的な部分も含めて御検討させていただきますが、所得状況の把握という事務作業もございますので、早い段階で支給できるような体制を今後とも整えていきたいと思っておりますので、御検討させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） わかりました。可能性もあるよというような答弁をいただきました。ぜひですね、前倒しできるように御検討をお願いいたします。

あと、2番の若者の定住について再質問いたします。

固定資産税の無料化の問題なんですが、私は固定資産税をゼロにするとかそういう考えだったのかなと思って質問したんですけども、固定資産税相当額を検討するというところでございましたので、ぜひそのように進めていただきたいと、このように思います。

定住促進ということで近くの色麻町という大郷よりも北のほうの町でございまして、ここも積極的にやっております。定住促進住宅取得等補助金交付事業ということで、40歳未満で15歳以下の子供を有して町外からの人ですね、家を建てる場合に100万円、そして町内の事業所に発注したら、プラス50万円、15歳以下子供1人に20万円を補助するという事業でございまして。これが愛宕ふれあいタウンというところで10区画を準備して28年4月に申し込み開始したら、1年で完売したということでございまして。

あと、そのほかに家を建てて住んで10年たったら土地無料ですという5区画を、町の活性化を目的に町外の人で同じように小学生以下のお子さんのいる家庭ということで、こういう政策もあります。

あと、定住促進へ転貸の地域活性化住宅ということで、転貸、転貸しですね。これは民間活力を導入し、土地は町で準備、そこで民間企業に良質な住宅をつくっていただき、それを町が借り上げて転貸するという

ことで、家賃が3万5,000円で子供がいる町外の世帯、それに条件は町の行事や道路清掃等にも参加するという条件にしたということでございます。これが30戸準備したらほぼ入居で埋まっちゃったという、こういう色麻町での例がございます。これをやる場合に町内の貸し家さんとのバランスの考慮も必要だと思いますが、生活のインフラの整った一等地にやはりそういう形でもってこういう政策をすれば、他方というか、大郷町外からも移住してくる、ちょっと姑息なやり方かもしれませんが、んけれども、何ていいますか、定住に意外と結びつくんじゃないかなと、このように考えますが、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変ありがたい御質問でございますが、ただいま本町で多額の投資をして住宅開発をしております。この場所は議員から見た場合、一等地であると、こう位置づけられますか。られますかと私は申し上げれば逆提案になりますから、私の話として聞いていただきたいと思うんですが、あの場所は無償でもらった土地だから住宅開発を進めるという議会でも同意した事業でございますが、今の御質問聞くと、あの場所でない、もう少しインフラ整備もしっかりした、また生活しやすいそういう環境になった場所に公営住宅を設置するなり、考えるべきではなかったのかと。あれだけの事業を、今後どのような形で町民が理解できる内容にして処理していくか、大変なお荷物を抱えたなど、こう言わざるを得ません。まず議員の意見は、私は間違っていない内容であるというふうに理解をしながらでも、あの高崎団地の今後の発展的な事業推進を進めていかなければなりませんので、ひとつこの御質問は承るだけに申し上げて、今ここで見解を出すということは差し控えさせていただきますというふうに思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 私も、一応わかりましたということにさせていただきます。

あと、大和松島線の4車線化のことなんですけれども、大和インター付近は4車線化になってんですよ。ところがこっちの東の大郷松島インターは、まだ2車線なんです。だからそういう必要なところからだんだん4車線化にしていけば、大郷町に住む者としては、物流上も大変有利になりますし、それからどうしても若い人、例えば大郷に企業誘致するから、そこで仕事をしろといっても、やっぱり憧れの仙台で仕事をしたいと。でも、大郷は住みやすいから大郷には住むんだということで、仙

台への通勤時間を短縮できれば、これも定住への可能性の要因にもなるのじゃないかなと、このように考えます。

そして、これも前も質問で撃沈してんですが、愛宕下に大郷町民の専用駐車場をつくって仙台に短時間でいけるようなことも必要なんじゃないかなという考え、私持ってるんですけども、この意見に関しても、済みませんが、所見をいただきます。

議長（石川良彦君） 通告外の分だから、この内容に沿ってひとつお願いします。

8番（和賀直義君） わかりました。じゃ、また別の機会に。

3番目の質問に移ります。介護保険料の1ですけども、町長は順位にはこだわってないよという回答でございました。これは第6期の介護保険料が決まる3月の議会でのことなんですけれども……（発言者あり）7期。ごめん。前のことだから。6期ね。前のときに5,200円から6,500円と大幅な25%アップなったんですよ。そのときの理由なんですけれども、施設入所がふえたんだと。あと、過去にためてた基金が、もう第5期のときに全部取り崩しちゃって、第5期で一般会計より繰り入れざるを得なかったというやむを得ない状況だったんですね。このとき、条例改正のとき、私ども反対したんですけども、実際本当にやむを得ない状況でございました。

そして、今7期計画をシミュレーション中だとございますが、もし7期計画で一般会計からの繰り入れなしでやっていけるとしたら、6期でやっていた健康増進活動とかシルバー人材活動、社会福祉、保健福祉課の皆さんとかボランティア活動、いろいろみなやっています。施設訪問、夏祭りの手伝いとか、あとまた老人クラブの遊泳活動とか、いろいろやっている活動が意外と実を結んできているのかなと私は評価するんですけども、その中で、要するに介護の問題というのは非常に大事でございまして、本当に町長のいう支え合いというか、みんなの力が必要になってくるよと。また、健康も同じように健康への動機づけ、町民への動機づけが非常に大事なんじゃないかなと。だから商品券とか配るというふうな形になってますけれども、これは私は動機づけのために、やっぱりボランティア等やった場合のポイントカード、またあと健康増進のための活動に対してのポイントカードも必要なんじゃないかなと。どうせならこれを合体して制度を考えてみてはいただけないかなと、このように考えたんです。これに対しての町長の所見を伺って、まだ時間ありますけれども本日の最終質問といたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ポイントカード制度、これをどういう内容にしていくかを、今先進地の事例なども引っ張りながら本町に合う内容で、これに参加する方々のニーズ等も考えながら、本町ならではの内容にしてまいりたいということで、早速でも検討に入りたいと思っております。（「以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（石川良彦君） 次に、6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） おはようございます。若生 寛でございます。

まず、8月の激しい選挙戦を戦い抜きまして御当選の栄を勝ち取られました田中町長にはお祝いを申し上げたいと思います。その激しい選挙戦の結果、8年間の空白期間があって、再度本町のリーダーとなったわけでございます。

そこで、今回の一般質問につきましては、今回の選挙において掲げました公約、大きく5つありまして、その中でも随分数があったわけですが、ここに二番煎じ、三番煎じともなりましたが、14項目ありますので、それについてお伺いしたいと思います。

まず、1番目でございますが、事業計画の再検討とありました。対象事業とその再検討の対応についてお伺いします。

2番目に財源の確保とあったわけですが、その行動をどのように図っていくのかということをお伺いします。

3番目、町民会議を開くという内容もございました。それで町民会議というものの目的をお伺いしたいと思います。

次に、4番目としましてサービス行政の充実、役場のコンパクト運営ということがありました。それらの具体策をお伺いします。

5番目に農産物の新たな販売ルートの開拓とありましたので、その具体策を。

また、6番目、アンテナショップ開設、これも具体策をお聞きしたいと思います。

7番目に食材豊町目指す担当部門の設置、これは内容どのような内容で設置するのかお伺いします。

8番目に保育園幼稚園小中学校給食費完全無料化の財源並びに時期をお伺いいたします。

9番目、小学校中学校教育費軽減の具体策は。

10番、小学校保護者用駐車場設置の具体策をお聞きします。

11番、町内で住居を構えた家族また新生児を設けた世帯の固定資産税

5年間無料化の財源をお伺いします。

12番、積極的な企業誘致活動で雇用創出の具体策はどのようなことを考えておられるかお伺いします。

13番目、介護保険料の軽減の具体策をお伺いします。

14番目、助け合いポイントカード制度の具体策はということで大変多うございますが、よろしくお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私の公約に掲げた重点政策14項目御質問ございますが、まず1つ目でございますが、新川内工業用地、既に地権者から同意をいただいておりますが、町費を使うこのような事業は今の本町の財政環境からしても必要性はあるものの再検討して、新しい決断が必要であるというふうに考えております。

2つ目は町道山中希望の丘、この路線計画は再度その必要性について検討すべきものと考えてございますので、今やるということはございませんので、やらないと、こう申し上げたほうが適切だというふうに思っております。

次は財源の確保の行動についての答弁を申し上げます。

さきの答弁のとおりですが、本町の財源をより一層健全化を図り、後世に負担を残さない財政運営をしなければならないと考えております。そのためにはこれまでの公共事業を再検証しながら定住促進対策や子育て支援策を一層充実するための国内外の優良企業の誘致活動を活性化させ、トップセールスを含めた企業誘致活動を行い、さらに財源の一部として私の報酬50%カットをし、少しでも私の掲げている政策が実行できるような環境にすることに努力してまいりたいという考えから申し上げているところでございます。

それから、町民会議の目的であります。私は町民第一主義を掲げて町長に当選したというふうに理解をしてございまして、町民の皆さんからも多くの御意見をいただいて選挙戦戦ってまいりました。そのことから条例制定した町民会議などという大それたものでなくて任意のもので、町民に広く声をかけて、必要に応じて町民の皆さんに参加をしていただき、本町の抱えている問題、またこれから進めようとする政策などの内容等もお話ししながら、町民に広く町政の透明性を高めながら町民参加に呼びかけをしてまいりたいという考えから、このような表現がなされたものでございます。

できれば月一遍ぐらいの内容で、何曜日、毎月何週何曜日という日を

設定して町民にあらかじめ、その会議がわかりやすい形で呼びかけ、昼休み、町のロビーで職員に公務の妨げにならない時間などを利用しながら懇談・懇親を町民と深め、またあるときは職員もそれに参加するような、そんな役場の環境が、明るい雰囲気町民も感じられる、そんな役場にしてまいりたいなと思っております。

4番目のサービス行政の充実、役場のコンパクト化についてでございますが、先の答弁のとおりですが、個々の優秀な職員がますます活躍できるシステムと各課の壁をなくして町民の方々が役場に来やすい環境にしてまいりたいと、今後も皆さんからの御意見をいただきながら役場環境が一層改善される、そんな思いを抱いているところであります。

次に、5番から7番の販売ルートの開拓、アンテナショップ開設並びに担当部門の設置に対する答弁であります。先の答弁のとおり東京都内アンテナショップにつきましては、JAや商工会、民間事業者等々と共同しながら消費者に対する積極的にアプローチするための販売戦略の拠点として位置づけてございます。具体的には農産物の新たな販売ルートや本町のさまざまな情報を提供できる、そんなショップを目指してまいりたいと考えているところであります。

専門部署では販売戦略構築のため生産者やJA、商工会、民間企業等との連携、農産物のPR活動、商品企画、調査研究等を推進してまいりたいと考えているところであります。また、生産面では売れる農産物の振興を図りながら、現在の米や野菜、豆類なども高付加価値で販売できる多様性のある生産構造に転換を図り、農業生産額の向上を図りたいと考えているところであります。このような取り組みを確実にすることで大郷町の食材の豊かさと魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。

企業誘致による行政としての役割を十分果たしながら、今後におきましても、さらに関係団体及び生産者の皆さんとともに農業政策を、より一層活性化させてまいりたいと考えます。

次に、8番の給食費の無料化についてであります。和賀議員の質問でもお答えいたしました。給食費の完全無料化によって財源は一般会計から一部持ち出しがなるとは思いますが、財政健全化の推進や子育て支援の全体的な議論を踏まえながら来年度から実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、9番目の小中学校教育費軽減の具体策であります。同じく和賀議員の質問でもお答えしましたが、教育費軽減内容については、現在

小学校で実施しております入学支援事業での運動着などの購入に対する支援を拡充し、中学校での運動着等購入の支援を考えているところであり  
ます。

次に、10番目の小学校保護者用駐車場の具体策であります。同じく和賀議員の質問でもお答えいたしました。保護者用駐車場の具体策につ  
きましては、小学校行事に伴う現状を把握しながら検討してまいりたいと思  
います。

11番の固定資産税5年間無料化に関する答弁でございますが、これも和賀議員の御質問でもお答えいたしましたが、若い世代の定住化は喫  
緊の課題と捉えており、固定資産税相当額の実質無料化に向けて制度の  
構築実施に向けて検討してまいりたいと存じます。財源的には一般会計  
予算の各種事業の検証見直しを行い、必要な財源確保にしたいと考えて  
おります。

次に、12番目の積極的な企業誘致に関する答弁でございます。2番  
目と重複するところがございしますが、国内外の本町の特性に合う優良企  
業の誘致活動を活性化させ、私みずから企業誘致活動を行ってまいりたい  
と考えております。

次に、13番目の介護保険料の軽減具体策についてでございますが、前  
段の議員の答弁のとおり、介護保険の保険者としてどの程度の水準とな  
ることが可能なのか、算定根拠を詳細に検証しながら上昇を抑制する方  
策を考えていきたいと考えております。県内で一番高い保険料でござい  
ますが、順位を競い合うものではございませんので、できるだけ平均以  
下にしてまいりたい。そのためには多少の持ち出しも考えなければなら  
ないのではないかというふうに思いますが、その辺なども検証してま  
いりたいというふうに思います。

14番目の助け合いポイントカードは高齢化の進展に伴い高齢者同士が  
寄り添い、支え合う地域づくりを進めてまいりたいと思います。ポイン  
トカードを活用した助け合い社会の推進を図っていきたくと考えており  
ますので、このポイントカード制、どのような内容が一番これにかかわ  
る皆さんが好む内容があるのかなども十分広く検討してまいりたいとい  
うふうに思います。以上であります。

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩といたします。再開は11時10分とい  
たします。

午 前	1 1 時 1 0 分	休 憩
午 前	1 1 時 2 0 分	開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 今回は町長就任の最初の議会ということで大分同じような質問が重なったわけでした。それでは再質問に入らせていただきます。

まず、事業計画の再検討、その中でも川内工業団地の造成、あと山中希望の丘線の道路新設の問題が話題に上がっております。町長、この間決算審査特別委員会の中で、12日だったと思うんですが、企画財政課関係の中のやりとりの中でファームガーデン事業が話題に至った折に、選挙に勝ったから継続事業をむやみに中止するのはいかななものかというような発言されたとは記憶しておりますが、そういう町長の考えの中で、今回どちらかといいますと山中希望の丘線の新道新設につきましては、大きい声がやめると、こういうような話をされたわけでございます。

この道路につきましては、当初通学路の確保ということで始まったわけでしたが、私的には通学路もしかりながら、あの道路を基盤にいたしまして田んぼ、あそこを区画整理して大郷町の中心地になるような、そのような構想がいいのではないのかと、こう当時の町長にもそういう提案をしたわけでしたが、そのときは区画整理組合の設立に向けて何とか努力するという話で終わったわけでしたが、まず継続事業の取りやめについて、12日の発言の有無は、その辺の確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 特にあの区域につきましては、集中豪雨などで再三冠水する地域でもあり、あそこに新道が通ったことによる水害等のことも考慮しながら、本当にその道路が将来において必要なのか、区域全体を新しい発想に立って、きのうの御質問の方のような市街地形成を考えてもいいのではないかみたいな内容もあったんですが、人口減少社会を迎えている我が国、そしてまた我が町、今後本格的に人口減少に対する町のコンセプトを考えなければならない。惰性でだけのまちづくりではいかなものかというふうに考えてございますので、もう少しこの路線について、しっかりした費用対効果等も考えなければならない大きな事業であることから、今ここでやるべき事業でないという私は決断をしてお話を申し上げているところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） その辺のところはこれからも議会とのやりとりが多々あ

ろうかと思います。懇切に何とか町長に考え直していただくようなそのような策を提示しながらやってまいりたいと思いますので、どうか町長のほうもここに検討すべきとありますので、いろんな方面から検討していただいて事業の継続が可能になるようなことをよろしく申し上げます。

また、川内の工業団地、工業用地につきましては、私も余りにも単価的にこんなにするものかなと、こう思ったわけでございますので、町長、「田中流」という言葉をたびたび使われますが、その田中流の腕前を拝見させていただきたいと、そのように思うわけでございます。

しかしながら、これは町の事業ではございませんでしたが、公社の事業でしたか、川内工業団地ですね、現在の。あそこでの経過も、私その当時まだ一般人で記憶にないわけでございますが、聞いた話ではございましたが、いろいろな問題があったと聞いておりますので、再度そのようなことがないような田中流を、お見せいただければなと思っております。

次に、2番目に移らさせていただきますが、財源確保の行動をどのようにとるかということでございました。企業誘致を図ればいろんな意味で財源も出てくる、またそこで働く人が定住化して大郷町も豊かになるのではないかというようなことは確かにそのとおりかと思っております。この企業誘致につきましては、国内外の企業誘致とありますが、これは12番で質問いたしました、これと同じことになるのかなと知っているわけでございます。国内外の優良企業の誘致、これは大変結構かと思っております。

しかしながら、私のイメージの中に、たしか20年くらい前になろうかと思っておりますが、大松沢の町有地のほうにソーラー発電用地として町が貸し出して、現在進んでおりますが、その土地に放射性廃棄物の最終処分場を誘致しようというふうなお話、町長がなされた経過がありました。また、それと前後いたしましてP C Bの処理場も何とか誘致しようということであったわけございました。その際、私ども反対運動をやったわけございました。企業誘致、大変結構でございますが、そのような反対運動の起きるような企業の誘致は優良企業でも、その辺のところは絶対そういうことはないと言言をしていただけないでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの議員の御質問の内容お聞きしますと、本町の特性からしても私が前に申し上げた企業誘致については、ほとんど、ほとんどというか、2つあったわけですが、片っ方は環境省のP C Bの処理工場を、川内流通工業団地が造成終わりに近づいたころ、国か

らの誘いがあって、あの場所にP C B 処理工場を誘致しないかということがございまして、それを議会に、こういう話があるんだということでお話を申し上げました。当時、反対とこういうことでもございましたが、私は町民を不幸にしてまで何も誘致しなくてもいいと思って下ろしましたが、その内容については、町民が多分夢まで見た人たちもあつたと思うんですが、鉄道で仙台新港からその原料を搬入させるということを申し上げ、鉄道の可能性があつたから私も大変興味をもって大郷町に鉄道を走らせる夢を掲げたわけでありましたが、皆さんが反対だということで、これも下ろしましたが、その後に医療系の放射性廃棄物レントゲンなどの医療系の廃棄物、それを中間処理している滝沢村で処理をしているものが、大変もう毎日のように多くなっていると。その最終処分地の話があつて、これも本町の基幹産業・農業が、さらに本格的な産業に変えていく大きなチャンスだなど。決して風評被害だと言われたい、逆に地質、水質、大気、みんな日常検査しながらやるわけですから、そういう管理されている中で農業生産をやるというのは、逆に消費者にとって安心して食にかかわることになるという、そんな思いが自分なりにあつて申し上げたところでもあります。

そういうこと以来、本町でもそういう類似のものを受け入れない条例制定してございます。このことに基づいて、私は今後そういうものについては、一切、目を向けないと、こういうことでもございますが、今福島原発の事故によつての汚染廃棄物も抱えてございますが、このことについても本来ならば置いてはだめなものでございますが、どうしてもやむを得ない状況で保管してございますが、そういうことになるわけです。条例というのは。ですから、このことについても早急に県とも話をしなければならぬというふうに思っております。

本町も厳しいそういう条例によつて、町民の生活が安心して暮らせるまちづくりにシフトしてまいりますので、大郷町はあくまでも農村であります。農村らしい新しい文化を築いていくことが大変重要であると思っておりますので、特に人口減少の社会に入つてまいりますので、少ない人口でより多くの生産を上げるような、そういうまちづくりが私は必要だというふうに思つてます。そんな企業を誘致してまいりたいと思つてます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） そのような企業というのは、もう誘致できなくなつてい、しないと理解いたしましたので、そのようにお願いしたいと思つてます。

次に、3番目の町民会議と役場のコンパクト運営、これはこの答弁が最適なのかなと思っております。しかしながら、先ほど町長の答弁の中で町民会議という話でしたので、もっと私は厳格なものといえますか、机に並んでやるものかなと思っておりましたら、このような気軽な集まりということでございますので、これはやはりぜひ実現できますようお願いしたいと思っております。

また、その中で役場の職員にもお昼休み等々に参加していただくというような話でございましたが、その辺は役場の職員の仕事に差し支えない範囲内でぜひやっていただければとてもいいことじゃないかなと思われまので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、5番から7番ということで一緒に答弁いただきました。町長、以前、町長のころ、東京都と交流があつて、ある程度道筋は自分でつけたんだ、それをやめたから、また再びやるんだというような、そのように私は受け取ったわけでございます。確かに東京、大消費地でございます。しかしながら、県内にも仙台なり、あるいはまたもっと近くにすれば富谷、利府、いろいろそういう市街地、消費者、消費地多いわけでございますが、私はあえて東京まで出向いて大郷町の名前を全国にとどろかせる、それは確かに結構かと思ひます。

しかしながら大郷町、道の駅がござひます。その中で産直事業もやっております。現在売り上げ年間1億超ですか、1億二、三〇〇〇万ぐらい、月1,000万ぐらいの売り上げがあるわけでございますが、この一般質問であそこ、夕方なると、午後なると物がなくなつてることが多いということも指摘する方もおりましたが、そのとおりでござひまして、その辺の充実を図るのが先ではないのかなと。向こうに行くよりも地元の産直を充実して富谷なり利府なりの方々に来ていただいて、大郷の道の駅いいな、こんなにおいしい新鮮なものあるんだつたら大郷に引越してくるかというような話も生まれる可能性もあると思ひんですが、その辺の考えについて、いかがお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） ちょっと町民会議の件について、ちょっと説明させていただきたいと思ひんですが、町民会議はそういう内容であります。政策審議会という審議会でございます。これをもう少し充実させる意味でも、もっと町民の声が気軽に聞こえる内容にしていかないとだめだというふうに思ひますので、あえて申し上げているところでございます。

それでは、なぜ東京なのかということですが、安定的に大口の

販売、販路をつくってまいりたいという考えであります。安定的に大口の販路をつくっていかねば、今後の大郷町の米政策もそうでありますし、議員の畜産振興もそうであります。東京市場である程度の本町の農業販売が安定的に実施していくためには、私は入られる環境にある東京、仙台で地元の皆さんといろいろな競合するよりは東京に入ったほうが大量販路をつくる可能性は極めて高いと思っておりますので、まず第一陣として物を持ち込む前に市場調査をしなければなりませんので、そういう内容から職員を配置してまいりたいと、こう申し上げているところであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） それも田中流の考えだと私は理解いたします。

しかしながら、現在の町内の生産量を見た場合、大量販売、一時にばっと秋に出ましたよ、しかしながら5月、6月、もうなくなってしまったというんではなかなか難しいんでないかなど。そのような状況になりかねもしないんじゃないかなど、私は危惧するところでございます。

私、たまたま8月の28日、選挙の次の日でしたが、朝にテレビを見ておりましたら町長の当選時の放送が流れてまして、その中で町長、インタビューを受けておりました。どこのテレビ局だったかちょっと忘れましたが、前後の言葉はちょっとなかったような気がしたんですが、大郷町を日本一にするんだって、そのような話、私耳に残りまして、ああ日本一かすごいなと、ぜひ頑張ってもらわなきゃいけないなと、こう思いながらも話を聞いておったわけでございますが、この道の駅の産直を日本一にするような努力、私はそれで日本一になってほしいなと思ってるわけでございます。無理に、無理して東京に販路を求める、何か東京に行けばいいことがあるのかもしれないかもしれませんが、やはりそれはもう少し地元根っここの張った、何とかそういう農産物の販売を目指してほしいと思うんですが、その辺の答弁、町長、答弁なるべく簡潔にお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 簡潔に答弁したいんですが、どうしても経済をいう場合に、ただの思いだけではなかなかそれが理解されませんので、どうしても長くなるわけなんですけど、地産地消の原理原則を考えますと、あの道の駅をあそこにつくったわけでありまして、販売当初から1億の販売をしていたわけでありまして、ここ何十年たっても同じような内容であります。これはどこがどうなってるのかわかりませんが、多分この倍を売

るということになれば相当な努力をしなければなりませんし、生産者も高齢化しているようであります。生産者も、もう少し企業的な発想に立って多種多様にいろんなものをつくらなければならないというふうに思います。ブースが空になって、それが朝に入れたやつがお昼にまたそれに補充できないような、そういう産直は余り好まれないのではないかとこのように思いますので、私もまだ町長になってから一回も見てませんので、そのうち見学をさせていただいて、それと同時に販売を倍増するということになりますと、あの駐車場ではとても狭くて仕事にならないということから、この間の決算審議でも申し上げましたが、あの西側駐車場を確保して広い駐車場で商売をするということが大郷らしい道の駅の姿ではないかと思っておりますので、そうしたいなと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 私の考えとまじらないところがありまして、これからも時間をかけて何とか町長に考え直していただくような対策をとっていきたくと、そのように考えております。

次に、8番の給食費ですね、これについてはちょっと、当初は検討するといいいながらも30年度に、来年度には実施すると大分進んできております。ぜひ給食費の完全無料化、来年度に実施いただきますようによろしくお願いしたいと思っております。

また、9番目、教育費の軽減から10番、11番、12番と本当に検討するという答弁がほとんどでございますが、検討するだけならこんな言って失礼かもしれませんが、私でもするわけでございます。どうか検討だけでなく絶対するんだと、そのような心強い答弁が欲しいわけなんです、その辺の答弁を12番ですね、12番、さっき答弁いただきましたので、9番、10番につきまして何とか検討ではなく実施するんだという力強い答弁をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） いつから実施するかということもございまして、その実施年度を設定するに当たっていろいろ検討していかなくてないということから検討していくということなんです、もちろんここに掲げているものについては、必ずこれを実施するというものでございまして、なに一つ実施するというものでございまして、いつの年度でやるかということになりますといろいろ内部でも検討しなければならないというのは、財政的なものもございまして、全てもう踏査するということになりますと、いささか疑問も残るということになるわけでありまして、そ

の辺を申し上げて考えると検討とかと、こう言ってんでありますが、基本的にはみなやっていると、こういうことであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ぜひ早い機会の実現を期待したいと思います。

それから、介護保険料の件に移らせていただきますが、介護保険、確かに現在宮城県で一番高い位置にあろうかと思えます。そのほかで町長は選挙で軽減、軽減というのは多分負担を少なくすると言いかえしていいと思うんです。

しかしながら、これまでの答弁を聞いてますと平均より下ならいいのかなと、そのような話と変わってきてるような気がするわけですが、やはり一番の約束は軽減だと思います。現在月6,500円だったかな、それより下げるって、ここで約束していただかなければ、私たちに約束したよりも選挙で町民の皆様に軽減する、軽くする、減らすと約束したわけですので、その辺のお話を伺っておかなければならないなと思えますので、その辺の話をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 何でこんなに高くなったのと、私が質問したいくらいなんですけど、本町の人口比率からしても介護保険支払う方々が少ないところに大変豪華な施設がある、あり過ぎるといふことのほうが適切かというふうに思いますが、2つまでは私は仕方がないなと思ながらも羽生の丘のときに協議しました。3つつくるということになりますとこういう状況になることは、物理的にこうなるわけですが、これを今2つにしなさいというわけにまいませんので、この辺なんですよ、政治の議論は。整備の議論というのはそういうことなんです。今議論してんですから。いいですか。

ただ、繰り出して下げればいいというものでなくて、もっと突っ込めば、町民の立場で話すれば、これを経営されている理事長は町内に住んでいない、そういう町民感情もごさいます。そういうことがこれから私が交渉しなければならない大きな仕事でもごさいます。そうなんですよ。あれだけの事業をおやりになっている、本町で営業しているオーナーが町内に住んでいない。これは大きな私は問題であるというふうに思えますので、今この議会で申し上げてるんですが、今さら高いから施設を1つやめてくれというわけにはまいませんので、ですから慎重に構えなければならぬので、今本町が7期の試算に入るわけですが、ここでどれだけ抑えることができる内容になるか、そっからもう少し下げるため

にどのくらいの財源が必要なのか、こういうことを考えますと簡単に下げますとか、幾らにしますとかということは言えないのであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） いや、言えないって、町長が下げるって言って選挙戦ってきて勝ったんだもの言えないっていうことはないと思うんだけど、また答弁もらおうと今みたいなすりかえの答弁になるような気がしますので、そこまでは答弁は要りませんが、やはり下げますよって言って当選したからには下げてもらおうのが私は筋だと思いますので、その辺をよくお含みおきいただきながら、これからの町政を担って行っていただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、助け合いポイントカード、これは確かにこういう発想、これも私は評価したいと思います。その中できょう先の議員も提案しましたが、金品でないといわれればそのとおりにかと思いますが、やはりそういうような何か刺激、おもしろみがあれば、また取り組みも違うと思います。そのようなことも考えていただきたいなと思います。

これも答弁、私もう結構でございますので、どうかそのような方向で、ぜひ町民の皆さんと約束して当選されたわけでございますので、公約の確かな実現を御期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（石川良彦君） 若生議員、今ポイントカードについてお尋ねはしたんですが、そのこと含めて町長から答弁もらいます。町長。

町長（田中 学君） ポイントカードもなんですが、その前の13番の介護保険料の問題もそうなんですが、全て財政が伴う内容になりますので、今私が公約として掲げた、それは全部やってまいります。まいります、本町の財政状況も鑑みながらやらなければなりません。喉渴いたところに水飲んで潤うような内容にはならないわけですから、そのことからやる事業ではあります、今ここで来年度からとかいうことになりますと、できなればうそをつくことになりますし、ただ、やります。やらなければならぬという優先順位は先ほどから申し上げているとおりでございますので、よく議員にも御理解をいただいて来年度の当初予算に踏み込んで御提案申し上げる際に御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これで、若生 寛議員の一般質問を終わります。

次に、10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） では、通告に従いまして一般質問を行います10番高橋壽

一でございます。

副町長、教育長の辞任について。

赤間町長の任期満了で町長が交代し、それに伴い9月6日付で副町長、教育長も辞任した。今後、田中町政に移行する中で業務の引き継ぎがスムーズに行われていないと考えられる中で、今後の町政運営、学校教育に対して町長の考えをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変御心配いただき感謝を申し上げたいと思います。

9月7日に就任いたしました役場には副町長と教育長はおりませんでした。私の権限の及ばないところでございますので、できることと理解をしております。事務の引き継ぎにつきましては、総務課長と教育課長から受けておりますが、ほとんど事務的な内容については、町民の皆様には支障のないように努めてまいりますとともに、役場の課長諸君もそのことにつきましては十分理解をしております。各課課長を中心に町民に支障のない事務行政を遂行しているところでございます。

今後につきましては、今議会終了後、十分検討し、しかるべき対応を講じてまいりたいと考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 総務課長にお聞きしますけれども、副町長、教育長は公務員という立場と理解していいのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

地方公務員法第3条の中に我々一般職、それから特別職含めて地方公務員という定めがございます。したがって、公務員です。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 前の選挙戦において、副町長、教育長が選挙事務所に入りしてたというようなお話がございます。これは公務員の公選法違反、公選法というか公選法並びに公務員法に抵触する可能性があるんじゃないかと思われませんが、その辺の見解はどうなっているのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 非常に難しい御質問でございます。公選法、選挙の法律なんです、136条の2というところに公務員等の地位利用による選挙運動の禁止という項目がございますが、この中身については具体的にどういう活動が禁止に当たるかというのが非常に難しいところがございます。一般的には有権者、町民の方が疑義に思う行動は慎むべきだと

いう国の見解があるとおりに、どこまでが禁止されて、どこまでが禁止ならないかということについては、具体的な行為についていいますか、なされたものがどのように判断するかということなんですが、くどいようですが、最終的には司法判断になるという見解でございます。個々の判断は差し控えたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君）　ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後　　0時03分　　休 憩

---

午 後　　1時15分　　開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き高橋壽一議員の一般質問を続けます。10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君）　今の総務課長の答弁ですと内容を精査しなければわからないというような答弁と聞いておりますが、それでいいですか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（小畑正勝君）　先ほどの答弁のとおり、具体的な内容ごとに判断しなければならぬと考えております。

議長（石川良彦君）　高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君）　では、今の件につきまして執行部側というか町側で調査をし、その結果を議会に報告、書面によって報告していただきたいと思っておりますけれども、議長、よきな取り計らいをお願いします。

議長（石川良彦君）　総務課長、そういうことで具体的例ということだと思っておりますが、そういった内容について、まず調べた上で書面提出願いたいということですか。よろしいでしょうか。はい。ということで、後で提出していただきます。

高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君）　辞表が、副町長並びに教育長なんですけれども、辞表の提出はいつ誰にどういうふうな内容で提出をしたのか。副町長並びに教育長の辞表提出した月日、そこで内容がどのようなことがあったのか、教育委員会並びに町長部局というか、その中での内容、受理した月日を説明願います。

議長（石川良彦君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君）　お答えいたします。

まず、前副町長につきましては、平成29年8月29日に届け出を辞職届け出の提出をいただきました。それから、教育長につきましては、9月1日に町長のほうに届け出ございました。

なお、教育長につきましては、前法律の適用者でございますので、町長と教育委員会双方に今届け出をするという内容になっておりますので、町側とすれば9月1日に届け出を受理し、同日に同意をしているということです。

なお、副町長につきましても、8月29日に届け出をいただき、8月31日に承認をしております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 教育長のほうについては、どうなっているのか。

議長（石川良彦君） 9月1日ということです。

10番（高橋壽一君） それは受理だけだけれども、辞表提出なんだけれども、その中で教育委員会……

議長（石川良彦君） 教育委員会の受理とかということですね。

10番（高橋壽一君） 受理してというか……。

議長（石川良彦君） はい、わかりました。

10番（高橋壽一君） 提出したのは1日で、受け取ったのは1日だろうけども、それを受理したのはいつなのか。その間に教育委員会とかなんかでも何かの話し合いとかなんかがあったのかないのか、あればどういう内容だったのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

教育長の辞職については、地方行政の組織及び運営に関する法律の第10条で地方公共団体の長並びに教育委員会の同意を得て辞職することができるということになっております。先ほど総務課長さんがお話したとおり、提出日については29年の9月1日で、同日に受理をしております。その後、教育委員会臨時会に、9月5日に臨時会を開催しまして、そこで同意をいただきまして9月6日付で辞職をしたという経緯でございます。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） その中で、これはまた別な視点で質問するんですけども、教育委員会で話し合いになった、この時点ではどう、明星中学校の教諭の……（「大郷中学校です」の声あり）あっ大郷中学校、大郷中学校の教諭の問題出てるんですよ。中で、そういう中で教育委員会でどういう話になって受理して何日付っていうか、その日付を、そういう問題は教育委員会では何も出なかったのかどうだったのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

9月5日の臨時議会の中で議員さん方についても、同日の4時から全協開いて事案についての御説明をさせていただいたんですが、同じく教育委員会についても、9月5日の臨時会の中で今回の大郷中学校の教職員の事件については、御説明させていただきました。その中で今回説明したとおり、あわせて教育長の辞職という部分の同意の案件も出ましたので、同日ですね、教育委員さんの中で議論してもらいながら、最終的には同意を得て、9月6日で辞職されたということでございます。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） あのね、それはわかるんです。

ただ、そういう大郷中学校の不祥事があって教育委員会も開いたという中で教育行政の大トップである教育長が辞表を出したと。1日にね。それでその中で、教育委員会の中で、いやもう少しこれ受理するの待ってるべきだとか、今度の問題等々とか、そういう話が何も出なくて、ただ、はいわかりましたってということで辞任、辞表を受理したのかどうなのか、そこを聞きたいんです、私は。

議長（石川良彦君） 教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） 教育委員さんの、教育委員会の臨時の会議の中では今回の辞表については残念な部分もあるという意見もございましたし、議員さんいうように9月5日の事件の当日でもございましたが、本人の一身上の都合という部分もございましたので、そういう部分も勘案して同意に至ったということでございます。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 副町長のやつの件、ちょっと先ほど聞き漏らしたんですけども、副町長、8月25日に辞表を提出し、8月31日に受理ということなんですよね。ということは……（「8月29日」の声あり）8月29日提出の8月31日受理ということなんですよね。ということは、受理ということはその日までの任期ということで理解すればいいのすか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

前副町長につきましては、9月6日をもって辞職したいという届け出でございましたので、その届け出に従いまして町のほうで承認をしようということでございます。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 教育委員会のほうにまた戻りますけれども、今、教育長

不在なんですよね。そのために教育長代理というか、誰かを選任しておくべきだと、あるはずだと思うんですけども、それがどういう内容で誰になってるのかお示しいただきたい。

議長（石川良彦君） 教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

教育行政の組織、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則の第5条に今までの大友教育長さんは旧教育長制度に基づく教育長ということでおめやになったということで新教育長制度がスタートしたわけなんですけど、その5条の中に新教育長が任命されるまでの間の経過措置ということがございまして、それにつきますと地方公共団体の長が教育委員の4名の中から選出するというので、9月7日に田中町長さんが着任されたときに武田陽子委員さんを教育長職務代理者ということで選任をいただきました。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） そういう問題はいんですけれども、今回9月の5日に全員協議会があったんですよ。その中で大郷中学校の野球部の顧問の公金横領というか流用ということがあって、あったはずなんです。その説明があって、皆さんおわかりのとおり、9月の6日河北新報に「部活費着服教諭免職」、平成15年から、2015年・16年野球部の使い込み、17年5月にも使い込みしたということで懲戒免職ということになったのは皆さんも記憶にあると思うんですけども、この5日の日の説明の中で教育長からの説明を受けてなったんですけれども、そのとき、今の辞表の問題、出したと、9月1日に辞表を出して、5日受理されて6日でやめたというような話なんですけれども、その間というか、そのことに対して議会にも何ら説明もなく、9月の7日今定例会初日の日に総務課長が控室に来て9月1日に辞表、先ほどの答弁のとおりなんですけれども、9月1日に教育長が辞表を提出、5日受理したということなんですけれども、こういう大きい問題がある中で、こういうふう到大郷町の学校の教諭が懲戒免職をする中で辞表を出したと。

それにもう一つ、副町長、厳密に言えば町三役、町長は任期満了で辞任、あと副町長も辞任、一身上、あと教育長も辞任というようなことが、この大郷町であったということは結局町の三役なんですよね。それがそろいもそろって辞任、一身上だとは思いますが。前町長は任期満了に伴うんですけれども、その辺に対する町の考え方というか、これ誰に聞けばいいのか、町長、何か答弁できますか。できねすか。ない。だからね、

こういうことで、教育委員会の中でも先ほど、どういう内容だっけ聞いたのはそこなんですよ。

ただ辞表出したから、その人の考えだからって受け取るって、もう一つ大きな問題が、9月の6日に3人そろって辞表出すことがあれなんです。ただ、ここに、9月7日だね、8日か、7日、離任式だね、赤間町長の、発展を願うということで役場の退任式の河北新報の記事なんです。ここに、前町長の話では、職員の皆さんには後任の町長と町の発展について期待する。ここに、最後のほうに町長の任期満了にあわせて副町長、教育長がそろって辞職したことに議会や住民から引き継ぎや緊急事態に対応は万全なのか、町政に空白が生じるのではと懸念する声があるということが出てくるんです。

あと、もう一つね、この間「大郷町を思う町民」という名なしという人だけども、町長並びに議会宛てだけども、これも大郷中学校であったことがショックだったと。新聞に出た日、町長さん、副町長さん、教育長さんがやめたと聞き、すごく腹が立ちました。町民に何の説明もなく、これからどうすればいいということもなくやめたのには非常に残念だというようなことがコメント載ってんですけども、こいつっしや、誰さ聞けばいいのっしや、こういう問題っしや。はっきり言って。

町長に聞いたってだめだ。総務課長、何か答弁ねすか。今、総務課長以外町の執行部では総務課長の答弁しかないのではないのかなと思うんだけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 9月6日、いわゆる三役さんがいなくなりました。

その後のことにつきましては、先ほど町長の答弁のとおり、町民の皆様にご迷惑をかけることはできませんので、残された12名の管理職でできる、できる限りって言い方失礼ですが、万全を期してやってきております。不測の事態生じた際につきましては、9月6日の12時まで前の赤間前町長で、12時過ぎれば田中町長の責任ということになりますので、その間何とかやろうということでやってまいりました。

何とも言いがたいんですが、あくまでも前副町長、前教育長さんの御意思でございますので、何ともしがたいというふうに理解しております。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 教育委員会のほうにちょっと聞きたいんですけども、こういうことどうなのかって。9月5日にPTAの役員会してんですよ。大郷中学校で、この問題について。あと、9月6日朝に生徒への説明、

全体会議でやってるはずですよ。あと、その日の夜、保護者、野球部部員の親並びに保護者への説明会をしてるはずなんです。

ただ、話に聞くとそこの中には、学校独自ですということ、教育委員会並びに教育長、大郷町の教育委員会等々とも一切顔を出さないで学校に任せたということは、今後こういうこと、今までの事例でありなのか、これからもそういうふうにしてやっていくのかをお聞かせ、お示し願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

9月5日の事案については、議員さんがおっしゃったとおりの内容でPTAの役員会、あと野球部の親の会、保護者会を2日間にわたり開催させていただきました。

それまでの対応につきましては、学校の校長先生方とも、校長先生ともお話の上、臨ませていただいたんですが、議員さんから御指摘あるように教育委員会は全く責任がなく、学校に押しつけたわけではないんですが、第三者的に見るとそういう部分、取りかねられないような状況でもございますので、今後につきましては、学校との連携も図りながら、教育委員会としてもそういう町民目線に立った対応について配慮していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（石川良彦君） この件について、任命者というか町長の立場から、今後のあり方、対応の仕方ということでの答弁をいただきたいと思っております。町長。

町長（田中 学君） この件につきましては、私も初登庁、7日で行ってまいりました。庁内職員に対する何か意志統一をするための、今後こういう事件・事故が再発しないためにも誰かが訓示をしたのかと総務課長に聞いたら、ございませんということであったので、初登庁、初朝礼で職員に、このことについて議会でも申し上げた内容で、今後いかなる問題があろうとも前向きな対応をしていくので動揺しないように頑張ってくれという、そんな内容で朝礼でお話をしたところであります。

そして、また議会で議員各位にも、町民各位に対しても、教育長不在であり、私からおわびを申し上げた次第であります。

この問題につきましては、事後処置がどうも適切でない内容であるようではあります。今後新しい教育長がこの問題を十分詳細に調査をさせて、理解できる内容で学校関係者、PTAの方々にも改めてまたお話を申し上げる機会をつくらなければならないと思っておりますので、暫時の間、

教育長誕生するまでの間、私が全責任を背負う形で教育長代行立てておりますので、連携をとりながら再発防止に努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 今ね、教育長、さっきの町長の答弁と議会終了後十分検討してしかるべき対応、まあ後任の問題等々だと思うんですけども、今から中学校であれ小学校であれ、先生の人事異動の時期がそろそろ内定とかなってくると思うんですよ。そのために後任の人事は今後十分しかるべき検討は確かに必要なんですけども早急に、教育長の代行がいるといっても教育長とはまた違ったものだと思いますので、早急に副町長並びに教育長の選任をお願いし、やはり今までの、こういう問題が起きないようにしていくべきだと思いますので、最後になりますけれども、町長の答弁をいただいて終わりいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員のおっしゃるとおりでございますので、早急に新しい教育長を立てて、このようなみにくい事件が発生しないように新しい教育長に、さらにお願いをして着任をしていただきたいと思いますと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、5番石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 5番石川壽和です。田中新町長には8年間のブランクがあって、見事な返り咲きを果たしていただき、まことにおめでとうございいます。改めてお祝いをさせていただきます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私からは2点質問をさせていただきます。

まず、1つ目、ふるさと納税について。

ふるさと納税は返礼品の争いが激しいということで総務省より3割程度が返礼品として3割程度が望ましいとの通達があったと聞いております。そのことについて、町では今後どのような対応をしていくのか。また、現在の納税状況もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、2点目、田中新町長の選挙時のスローガンと申しますかキャッチフレーズと申しますか、4点、「少年には夢を」「青年には希望を」「壮年には活力を」「老年にはいきがいを」というキャッチフレーズ、スローガンを掲げて当選されたと認識をしております。この4つのスローガンの詳しい内容を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの石川議員のふるさと納税について御質問がございしますが、決算報告でも御説明申し上げてございしますが、平成28年度は寄附件数175件……（「1,700」の声あり）ごめんなさい。1,705件でございましたが、金額にして2,960万8,000円でございます。平成29年度が9月8日までの実績で入金があった寄附件数593件、金額にして931万7,000円となっております。これは昨年同時期と比べて251件、約240万の増となっているものでございます。

さて、議員御指摘のとおり、平成29年4月1日付で総務大臣より返礼品の競争が過熱しているほか一部においては納税の趣旨に反するようなものが送付されていることに鑑み、制度の適切な運用に努めることにも返礼品の調達価格の割合が3割を超えている場合には速やかに3割以下にするよう通達がございました。町といたしましては、事業者に対する説明会を実施し、国の考え方をお伝えした上で御理解を得ながら今年末をめどに通達の趣旨に沿った対応をしてまいりたいと考えてるところでございます。

2番目の私のスローガンでもございました「少年に夢を」「青年には希望を」「壮年には活力」「老年にはいきがい」というスローガンを掲げて当選したとのことですが、このことも大きな要因になったことは間違いなくと思います。私は、今の町の状況を見ますとき、停滞している町の現状等見てございました。大郷町を元気に再生する「町民第一主義」を町民の皆様に訴えて当選したものと考えております。今に生きる私たちが次の時代を生きていく子や孫、その先を未来の人たちに我々が何を贈れるのか、何を残していかなければならないのかなども真剣に議論してまいりました。新しいまちづくりを進めていくためには、どうこの町を、どういう選択があるのか、自分の考えと多くの町民の考えも十分取り入れた内容でスローガンをつくったものでございますので、私の申し上げているこのスローガンは、私の重点施策を展開するための大きな目標でございます。

特に申し上げたいのは、大郷町は農村でございます。この自然を生かし、里山田園風景も農村ならではの意味では文化と申し上げてもいいのではないかとというふうに思います。そういう中にある本町は農村回帰のふるさとにしたいと。この農村から出ていった人たちが、新しい暮らしをしている、その方々がまだ本町に戻ってきたい、戻ってくる意欲が出るような、そんな町にしたいと、そういう思いであります。そういうまちづくりをみんなで創造しながら実践していこうと。竹に木を接ぐ

ような政策でなくて、本町の本質が何であるかということを見定めて、しっかりしたまちづくりを進めていくことが今我々大人に課せられた大きな責任であるというふうに思っておりますので、議員の皆さんにおかれましても本町の特性を十分理解をしていただいて、私がこれからやろうとする政策に御参加をしていただくことをお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） まず、1点目からちょっと、納税について再質問させていただきます。

寄附件数1,705件で3,000万弱と、前年を見ますと130万ぐらいだったのがふるさとチョイスに載せてからの効果かなとも思うんですが、すばらしい伸びを見せており、本年29年度も既に前年同期と比べて251件、240万円の増であるというような報告がありました。たまたま総務省のほうから3割程度に返礼品を抑えるようにというふうなお話があったそうなのですが、この間お聞きした話だと大体大郷町の返礼品、4割前後だというふうなお話を聞きました。本年度末あたりまでに総務省通達に合わせるというふうなお話でございました。この3割程度に今の時点で合わせた場合の寄附の、まあ下がるか上るかはやってみないとわかりませんが、その辺の見込み、町のほうでどんなふうにつまえてるのか、まずお聞きをしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

数字的にははじいてないんですが、やはり返礼率が下がるとなれば、当然寄附をされる方の件数も減るのかなというふうな感じはいたしますけれども、これがそれぞれの全国の市町村、あるいは県も含めてですけれども、そういった中でどの時期にどういった対応をされるかといった部分にも随分左右されてくるのではないかとこのように考えております。聞くところによりますと、県内も全市町村が年内に対応するかどうかというところも、まだまだ不透明なところもございますので、いずれにしても国のほうのそういった通達が出されたということは重く受けとめて、十分参酌をしながら対応していかなければならないのではないのかなというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 確かに課長のほうから説明あったように対応にはかなり差があるのかなという認識で私もおりますが、騒がれているところは換

金率もすごく高くて、それから換金性のあるようなものとかの問題だと私は捉えているんですが、まじめにやってきた我が町がそれに、まあ通達があった以上、沿わなきゃいけないのはわかるんですが、先ほど課長からお話があったように対応の差があるということで、様子見て、まあ私の個人的な考えですけれども、今年末にやらなくてもいいって言ってしまうと語弊がありますけれども、その辺のところ柔軟に考えてもいいのかなというような考えもあります。その辺のところ、どうお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

その辺のところ、町長答弁の中にも事業者の、御協力をいただいている事業者の皆様にも説明をしてというようなお答えもしたと思うんですが、その説明会のほうを来週9月26日に実施をする予定としておりまして、その辺のところ今返礼品として品物出している事業者の皆様さん、どのようなお考えをお持ちなのかと、そういったところも十分考えながら対応してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 我が町としては、せつかく軌道に乗ってきたふるさと納税でございますので、これをなるべく逃すことなく継続できればなと私も思っております。

苦言を呈するわけではないんですが、きのうも夕べ、ちょっとふるさとチョイスのぞかせていただきました。一つ気づいたのが、まず米のことなんですが、今これから新しい米が出るのでしようがないのかなとも思うんですが、品切れの分が結構あるんですね。画面が真っ白くなって品切れ中、この辺のところ、難しいのかもしれませんが、何月何日ごろに取り扱い開始できるとか、その辺の親切的な対応はできないものなのか、とりあえずお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

その辺のところも、26日の会議の際に内容のほうお伺いをしながら対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） ぜひですね、せつかく開いてみて大郷町の人間である私が開いてみて、あれっと思ってがっかりするぐらいですから、期待を持って開いた人を見るとがっかりすると思うので、その辺の細かな対応も

必要なかと思ったものですから。

それから、牛肉ですね。多分注文というか寄附をいただいてから準備しての発送になると思うんですが、せっかく大郷牛というブランド牛ある中で、牛肉を大郷牛ということで打ち出せないのかどうなのか。前にもお聞きしたことあると思うんですが、その辺のところ、できる・できないどうなのか、検討したことがあるのかも含めてお願いをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

私どものほうも、できれば大郷牛ということで打ち出したいところではあるんですが、発注いただく時期と、それから品物の供給の関係でどうしてもそうもいかないという事情がございまして現在のような対応になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） それも私も肉屋7年ほどやったりもしてましたので、対応というのは難しい、なおさら大郷牛高価で町内で余り手に入らないというのもありますし、難しさはわかりますが、できれば、であれば大郷牛をなるべく扱うようにして大郷牛を発送できるように、その時点で、例えば納税いただいたときに、この人には大郷牛、たまたまやれるとなったときに大郷牛そのもののシールとか、そういうので大郷牛をアピールするというのはできないもんですかね。そのときだけ使うようなシールをあてがっておいて、これが大郷牛ですっていうような形の返礼というのにはできないのかどうなのか、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

肉関係については、JAさんを通じて供給させていただいておりますので、その辺のところはJAさんのほうとお話をちょっとさせていただきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） せっかく大郷牛ね、拡大のために町でお金使ったりもしてるので、できれば名前を売る機会でもありますし、そのようなことにも取り組んでいただければなと思います。

それから、もう一つ、これも前にもお話したんですが、夏だけのキャンペーンのものが、まだ載ってるんですね。8月16日まで限定というのが、きのうもちょっと見たとき載ってましたので、ここ二、三日続け

て見てるんですが、ずっと載ってましたので、その辺のところ、早目に終わったものについては削除するなりしていただければと思いますので、これはよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、2点目の町長のスローガンについて、私が今質問した4つですね、「少年には夢を」「青年には希望を」「壮年には活力を」「老年にはいきがいを」ということで質問させていただいたんですが、全体的なことを答弁いただきましたが、多分選挙期間中、このことについても有権者、町民の前で町長多分いろんなことをおしゃべりになってると思うので、例えばこの「少年には夢を」という題のことで、どんな形で大郷町の少年に夢を与えるようなお話をされたのか。できれば、この4つについて中身を教えていただければなと思うんですが、願いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それぞれの年代であらわしたものでございますが、特に少年、子供たちに自分が持っている夢がかなえる内容で町が応援できるような、そういう行政になりたいと、そういう応援できる環境づくりを町がしてまいりたいと、そういうことでございます。ですから、この夢が子供たちによってはいろんな夢があるわけでありまして。きのうの子供たちの挑戦に対する考え方のように皆さん考えているようでありましてから、そういう子供たちに応援できるような、そういう町でありたいと思っています。

また、青年も自分たちがこういう仕事をしたい、こういう勉強をしたい、こういうところに行きたい、いろんなこうなりたい、ああなりたいという、そういう希望がかなえる、自分の力だけでいかない場合には我々行政もお手伝いできるような、そういう環境づくりをしてまいりたいと、こういうことでございます。

それから、壮年の皆さん、働き盛りの皆さんが、いかにして活力を生み出すかということは経済的な面から精神的な面までいろいろ、こういう年代で苦勞されている方々が町に寄り添っていろんな相談ができるような、そういう町でありたいと、そういうことでございます。

また、最後の老年にはいきがいということですが、このことは最終的に自分が一生を終わるこの町で本当にこの町で暮らしてよかったなど、この町で我々が生きてよかったんだと、そう自信をもって思えるような、そんな雰囲気町になりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5 番（石川壽和君） ありがとうございます。このキャッチフレーズ、私、町長の選挙事務所通るたびに看板の一番上に、右側の一番上にきれいに書かれていて、すごく言葉適当じゃないかもしれませんが、本当に何か耳ざわりのいい、すっところ胸に入ってくるような言葉だなと思って感心をしておりました。そんな中で、この4つについてどんなお話をされているんだろうとすごく興味があったもんですから、今回お聞きをさせていただきました。確かに少年の夢の応援、それから青年の希望をかなえる、働き盛りの経済的精神的な面を支える、老年にはこの町で生きてよかったと思われるようなまちづくり、本当にこれが実現に向けて頑張られるとは思いますが、これが実現したら本当にすばらしいことだなと思います。

その中で、私が一番最近気にしてるのは青年が、まあ私の娘・息子も含めてなんですが、定住促進を言われてますけれども、外から人を呼ぶよりも、前にもちょっとお話したことあるんですが、町から、若い方が大郷を離れないように、この大切さというのを本当に私も身にしみて感じてるところです。

たまたま私が住んでいる大松沢下町を見ても、あそこの家で家督、嫁さんもらったぞなんていう話聞いても結局は大郷に住まない。何か聞いてみると奥さんの仕事の都合だったり、奥さんの実家の近くだったりに住んで、変な話になりますけれども、この間の大松沢の恒例の地区民体育祭でも我が下町、大松沢で一番戸数が多いのではございますが、選手が足りなくて出せない競技が2つほどありまして、最後の懇親会の席で問題になって、すごく暗い雰囲気になってしまったということもあるんですが、その辺のところ、まず町長の考え方として、この若い方の大郷離れについて、どんなふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただければと思いますが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 簡単に申し上げれば、議員も承知のとおり、町内で若い人たちがコーヒーでも飲みながらつろぐ場所もない。私も今からしばらく前でございますが、コーヒー飲める店もない大郷なんだということで、私も町外で仕事をやって夜は帰ってくるわけなんですけど、若い人たちが遊ぶ場所がない、場所がないから外に出ていくと、こういう現象です。これはやっぱり何か若い人たちが、よその皆さんも憧れるような、そういう遊び場というかたまり場というか、そういうところが必要でないかというふうに思いますので、どんどん人口が減っていく環境にある

我が国の中の大郷町が、大郷町だけ人口がふえるということは大変難しいことであり、減っていくから手を打たないで、ただ自然に任せるといふことであれば、とめどなくそのようになっていくし、この辺でやっぱり本格的に核らしい核をつくるのであれば、あの道の駅、あれをもう少し民衆向けの、大衆向けの何か、隣の開発センター、もしくは別な建物でも若い人たちが憧れるような内容のものを、やっぱり我々があてがってやらなければならないのではないかというふうに思いますので、そんなところを、ともに研究してまいりたいと思います。

今、差し当たってこれだというものはございませんが、そういうことでないかと思しますので、日中若い人たちが働ける企業誘致も必要です。できればここにとどまって生活できる生活圏も持たなければなりません。まず若い人たちが1人でも2人でも外からも来れる、また中の者は出ていなくてもいいような、そんな魅力ある田園大郷町でありたいと思いますので、みんなで考え、実行しなければなりませんので、一人だけに任せるんじゃないで、どうかお互いに尊重し合い、力を結集してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 確かに今町長おっしゃるように町のほうでとったアンケートなんか見ましても、大郷町に不便を感じるのは、やっぱり買い物する場所がないとか、友達に逢ってダベる場所がないとか、そういうアンケートは現に出しております。これは田中町長就任する前に私も何度か申し上げてるんですが、私はやっぱりそういう核をどうしても大郷町に持ってこなければいけないんじゃないかなというお話はあっちこちでさせていただいておりますが、ただ根強い反対があるのも事実でございますので、その辺のところ、新体制になったわけですので、篤と考えていただいて、その核づくりにお願いをしたいと思います。

それから、最後の老年にいきがいをとということで、まあ結びつくかどうかわかりませんが、健康長寿対策ということで町のほうでも頑張っておりますが、この健康長寿の延命について、健診結果なんかを見ても、せっかくの町の健診を自分の都合で受けない方もいらっしゃるというふうなことも聞いております。この健康長寿対策について、町長のお考えをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 健康で長生きをするということは一番幸せなことだと思いますので、まずそういう意味では好きなことができるということにな

いかというふうに思いますので、高齢者の皆さんが好きなことできる町にしようと思います。好きなことできる町でよろしいんじゃないですか。そういう町にしたいなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（「お願いいたします。ありがとうございました」の声あり）

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩といたします。

午 後　　2 時 1 3 分　　休 憩

午 後　　2 時 2 3 分　　開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き一般質問を行います。

2 番大友三男議員。

2 番（大友三男君）　通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。まず、大変きょうも傍聴の方が多くおられますので、ちょっと緊張してまずなので、一般質問の趣意書とちょっとだけずれる場合があるかと思いませんけれども、議長におかれましてはできるだけ考慮していただければと思います。

まず、第1番目として町長の公務に対する認識について伺いますということなんですけれども、今回8月2日企業立地セミナー及び8月10日黒川行政事務組合定例会と両日とも私もちょっと参加していたため、町長が何か欠席や途中退席したのか、同じ会場にいた前副町長にちょっとお聞きしたところ、ちょっと理由を教えてくださいなかつたので、担当課のほうに開示請求行いまして町長の公務の内容を、この一般趣意書のほうに通告させていただきました。

まず、①といたしまして6月11日大郷町消防演習において安全安心を常に訴えていた前町長は町主催の消防演習を、東光寺和尚さんの晋山式に参加するという理由で途中退席していますが、災害が起きた場合の最高指揮権者である町長が途中退席することは公私混同していると思われる。町の公務を軽視した行動と思いますが、町主催消防演習という公務に対し、田中町長はどのような認識でいるのかお伺いしたいと思います。

②といたしまして、8月2日宮城県主催東京での企業立地セミナーに宮城県内全自治体の各首長さんの参加が首長さんの方々が参加する中、本町の前町長も参加すると担当のほうから聞いて確認していましたが、開会直前に大郷町いじめ問題対策連絡協議会出席のためという理由で参加していませんでした。

宮城県主催企業立地セミナーの日程は1年前から決まっていると聞いています。なぜ町の公務を同じ日に設定したのかわかりませんが、前町

長は議会で企業誘致できるよう常に努力してはいると言っていました、果たして真剣に取り組んでいたのか疑問があります。宮城県主催の企業立地セミナーを軽視している行動と思われるが、宮城県主催の公務に対して田中町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

③といたしまして、8月10日黒川地域行政事務組合第3回定例会においても理事である前町長は午前の定例会参加だけで、午後の議会を大郷町食育推進会議に参加するという理由で欠席しましたが、黒川地域行政事務組合理事という職務を軽視した行動と思われます。黒川地域行政事務組合理事という職務に対し、新たに理事になられた田中町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

第2番目、今後の公共事業入札についてお伺いいたします。

平成23年から平成28年度まで公共事業の平均落札率が宮城県内21町村で上位3番目と高落札率となる95%を超えており、入札執行時においては複数の参加業者がありながら、なぜか辞退業者が続出し、1社だけの入札で100%近い落札率で業者が決定するなど、このほかにも本来議会で決定すべき事案の一般競争入札金額を、議会に何の話もなく平成29年4月1日にそれまでの2,000万円以上から2.5倍の5,000万円以上に設定するなど、全く透明性に欠ける公共事業入札が行われており、今後どのように透明性を図っていくのか、田中町長にお伺いしたいと思います。

第3番目、平成30年度から住民バス指定管理者選考についてお伺いします。

現在、住民バス指定管理者になっているアスカ観光バスは短期間に2回続けて行政処分を受けており、法令違反、協定書違反、仕様書違反を今でも繰り返しているようです。これまでアスカ観光バスが問題を起こすたび、前町長は再三指導、改善していくと聞いていましたが、全く現在でも改善されておらず、いまだに苦情も多く、平成30年度以降の住民バス指定管理者を選考する場合、指名競争入札制で決定する慣例になっているようですが、複数の指名業者を選考する場合、このような問題の多い業者を参加させるのではなく、優良な民間会社に参加していただき、その中から選考し、決定すべきと考えますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 町長の公務に対する認識について、お伺いするということでございますが、町主催事業に執行者が途中退席し、別の公務に出席したことにつきましては、前執行者の判断と理解してございますが、私

の場合につきましては、そういうことはあり得ないと私は今後の公務のあり方についてそう理解をして12年の公務の際にもそういうことはございませんでしたので、改めて私の考えを申し上げさせていただきます。

②につきましては、前副町長が町長代理を務めたものと推察されますが、今後は議会等が重なったときは十分調整を図ってまいりたいと思います。

③の前執行者の判断と理解するものでありますが、私は黒川地域行政事務組合理事会は理事によって構成されるものでございまして、代理が行ったから大郷町の理事代理として理事会では要件がなされない内容であるというふうに考えますので、私はそのような代理等は私はないと思います。思いますというより、そうでないと、代理は出さないということでもあります。

次に、今後の公共事業入札についてでございますが、公共事業入札の透明性確保については、公共事業の入札につきましては、関係法令、規則、要領の定めるところにより適切な執行に努めてきたところであると思います。入札の執行につきましては、もちろん透明性、競争性の確保はもとより工事品質の確保並びに公共工事の担い手の中長期的な育成とも関係あるものと思ひまして、発注者たる町の大きな役割と認識してございます。このような前提に立ち、公平で公正な入札の執行に向け、他の地方公共団体の事例も参考にしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

第3の平成30年度からの住民バス指定管理者選考についてという質問でございますが、30年度以降の指定管理者の選考につきましては、きのう熱海文義議員の同様の御質問に対する答弁のとおりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、申し上げます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今の御答弁で大体私が求めていた答弁、求めていたといひますか、期待していた答弁に当たるかとは思ひますけれども、再度確認の意味で、もう一度再質問させていただきたいと思ひます。

第1番目の公務の関係なんですけれども、先ほど冒頭でお話しました、私、ここに開示請求した内容の文書を持ってるんですけれども、このような中でまた質問いたします。

また重複するかと思うんですけれども御了承いただいて、6月11日の大郷町消防演習は町主催ということで主催側、主催者側の町長が東光寺

の晋山式に出席するためという私的な理由で消防演習を途中退席するなど考えられないことで、何日も練習を積み重ねて、当日一生懸命あの消防演習を行っている消防団員の方々や来賓の方々に対して大変失礼な行動だと思いますが、このようなことに対して、もう一度どのようにお考えなのか、御答弁お願いいたします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 前の方のことについては、前の方の認識でありますので、私はどうこう申し上げませんが、今後の消防司令については、私田中がその任につくわけでございますので、今後はそういうことがないと申し上げておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ②のほうの8月2日宮城県主催の企業立地セミナーを直前に参加をキャンセルするなど、8月11日の黒川地域行政事務組合第3回定例会においても午後から途中退席するなど、例えば急病になったとか家族に何かあったとか、やむを得ない事情の場合は仕方ないにしても、同じ会場に出席している議員の一人として当日になっても内容を一切知らされておらず、各会場に参加されているほかの自治体の首長の方々や議員の方々、関係者の方々から理由を聞かれても返答のしようがなく、なぜこのような無責任な行動を繰り返すのか。公務の優劣はつけがたいと思えますけれども、このようなことが繰り返されては町長の信用だけでなく、同じく会場にいる我々議員そのものも信用をなくなってしまうことになると思えます。町長の公務として日程が重なった場合は国、県、黒川行政、町の公務と公私混同せず、ある程度優先順位を考えていただき、我々議員も同じですけれども、町としての信用が失われないようにしていただきたいと思えますけれども、今後、まあ先ほど答弁ありましたけれども、もう一度確認の意味で町長に答弁お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 前の町長はどうだったかわかりませんが、私はトップセールスを企業誘致に対する考え方でございますので、みずから足を運ぶということになるわけでございますので、私はもう今後そのような行事には欠席のないような、こっちの地元の町の行事も考慮しながら最善を尽くす、そういう考えでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 次に、第2番目といたしまして公共事業関係お聞きしま

すけれども、公共事業の一般競争入札の設計金額が平成28年度から2,000万円以上となっていましたけれども、ことし4月19日の総務産業常任委員会の閉会中の所管事務調査の会議の中で、4月1日からさらに5,000万円以上になったと担当課のほうから事後報告という形で初めて報告がありましたけれども、多分ここにおられる議員の方々も余り御存じなかったんじゃないかと思えますけれども、本来議会により決定する事案だと思います。周辺自治体関係者の方々に聞いても、議会に何の報告もなく勝手に決めることはないと聞いてます。本町ではなぜ質問されるまで報告がなかったのか、企画、担当課のほうで答弁お願いしたいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

御質問の件につきましては、条件付き一般競争の執行の要綱の中で金額が定められているものでございまして、この金額の変更につきましては、要綱の運用ということで議決の必要性があるものではございません。町限りにおいて決定できるものでございます。

その結果につきましては、直近の報告ということで、そのときに御報告をさせていただいたという内容でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） このような事案といいますかね、続いているから先ほど私が言った不透明な入札の原因になっているのではないかと思いますけれども、この中で一般競争入札金額が5,000万円以上に設定されたためだと思いますけれども、ことし、たしか5月16日に高崎団地工事の競争入札があったと思うんですけれども、なぜか今回高崎団地の工事の中で、ちょっとここに建設新聞だと思うんですけれども、この中で確認したところ、名前は挙げませんが、高崎団地工事の中で1番目、2番目と高額な第5期工事4,550万円、第6期工事4,350万円、5,000万円に近い工事だけを、町内業者が複数ある中で1社で2件も受注していることなど、全く議会に知らされることもなく決定されているなど、今後一般競争入札金額を、田中町長がやっていたときの8年前、1,000万円までとたしかになっていたと思います。そこまで下げろとは言いませんけれども、下げろじゃないですね、下げてくださいとは言いませんけれども、せめて2,000万円に戻し、業者が決定される前に議会に報告するようにはどうかと思うんですけれども、どのようにお考えなのか。条例・条項で決まってるということなので、田中町長がこの件に関してどのよ

うにお考えなのか、町長お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私も内容を担当のほうから伺っておらない部分もござい  
ますので、なぜ2,000万から5,000万につり上げて、またその入札からこ  
のようになったのかはわかりませんが、今後は担当課ともよく聞き取り  
して、どの金額、どのぐらいの金額が本町にとって適当なのかを調査し  
て、後でお答えしたいと思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） やはりこの公共事業に関して昨年12月、公共事業の平均  
落札率が95%以上、これ亘理の件なんですけど、たしか97%のやつの事  
件記事だったと思うんですけども、亘理の談合事件が記事になってい  
まして、その記事になってから、私ここに全部取ってきてますから、昨  
年の12月21日からことしの9月13日まで、公共事業に関しての不信を抱  
いた記事が、このようにふえてるんですよ。このようなことがあるん  
です。現実問題として。大体18枚あるんですよ。たかだかこの何カ月間の  
うちに。そういう中で本町においても平成23年度から平成28年度まで6  
年間です。平均落札率が95%以上、平均しますとですよ。高いときはも  
う97%ぐらいの年もあるし、低いときは95%下回る年、平成27年度です  
かね、このときは下回ってるようなんですけれども。

昨年、こういう高いという中で昨年6月16日に行われた放課後児童館、  
ここに私もまた開示請求して資料持ってるんですけども、これできち  
っと私も精査したんですけども、こういう中で放課後児童館の建設の  
入札では2社の入札参加業者がありながら、どういうわけか1社が入札  
2日前に突然辞退して1社だけの入札となって建設予定価格に対して  
99.93%の落札率で、これ予定価格がわかっていたのでないかと思うよ  
うな数字で落札されてるんですよ。このように不透明な入札が多く、今  
後、第三者機関の入札監視委員会を設置し、さらに入札執行時、亘理町  
のように傍聴者を認めるなど、しっかりとした透明性を確保し、公共事  
業入札の透明化を図るべきと。

それで、先ほど来同僚議員の方々がいろんな町長の、今回の町長の公  
約の中でいろいろ財源どうするんだという質問もあった中で、私はこの  
亘理町もそうなんですけれども、10%下がってるんですよ。この事件の  
後。いろいろ工夫して、亘理町そのもので。例えば公共事業、10億の公  
共事業があったとしますよね、今の落札、本町の落札率から平均落札率  
10%下げただけでも1億浮くんですよ。これで十分財源できるんですよ。

もう。落札率を下げただけで。これ恒久的にやれますよ。はっきり言って。だからこういうようなことがあるので、やはり先ほど言ったように第三者委員会、監視委員会を設けるなり、やはり傍聴者を、入札時に傍聴者を認めるなり、このようなことを町長どのようにお考えなのか、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 透明性を高める意味でも、別に第三者委員会をつくらなくても十分今の体制でも透明性は確保されると思います。町民から我々が請求を受けて何かを払わすというときに理解されるような内容になっていけば、何も問題ございませんし、できれば私は前に予定価格を、入札会場で入札者に予定価格を公表するという、そういう立場を私はとってまいりましたが、今はそういう手法じゃなくて数字をあらわさない内容で入札をしているようでありますが、発注者側で事業の予定価格を決めた場合、どなたが取ろうが、みな同じ条件でありますので、同じ土俵に上がっているわけですから、皆さんに公表して、どうぞお願いしたいという形が一番理想だというふうに思っておりますが、今後そういう形に切りかえていくことが、多分町民の皆さんも信じることのできる内容ではないかというふうに思いますが、そんなことも考えているところであります。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 確かに8年前、以前といいますかね、その当時は田中町長が行政を担っていたときには、やはり今おっしゃったように直前公表、同じ事前公表にしても直前公表です。入札の。（発言者あり）ですから直前公表という形をとっていました。それがいつ、前に副町長に聞いたとき、いつから事後公表になったんだということで聞いたときに、いつからちょっとという話だったんですね。だから、やはりそういうような、とにかくあくまでも公平公正な行政であってほしいので、やはりどんな形であれ、やはりきちっとした、どこにも恥じないような入札を行っていただきたいと思えます。

あと、次参ります。住民バスの件なんですけれども、住民バスの指定管理者だった地域振興公社から、苦情が多いという理由で契約期間1年を残して契約解除という強行処分をしました。その理由が、これ、当時私公社に勤めていたときにいただいたやつなんです。ちょっとこれ読みますね。内容がわからない方も結構いるようなので。

26年7月16日、町長から当時のおおさと地域振興公社の代表宛てとい

うことで、大郷住民バスの運行に当たって、日ごろ——まあここはいいです。とにかく、大郷町住民バス指定管理者の管理運営に関する仕様書を厳守し、利用者本位の運行並びに安全運転を徹底し、住民バス利用者から信頼を損なうことのないよう強く要請しますということで、7月に来てるんです。その後、その当時の社長から今度乗務員各位ということで来てるんですけれども、やはりその注意事項が町から来たから何とかしてくださいというような話では来てるんです。確かに。ですけれども、契約1年残ってる状態ですからね。

その後、同じ年26年の12月5日、7月に来て8、9、10、11、12、約5カ月です。5カ月です。この中で町長からまた公社の社長宛てで、大郷町公の施設に関する指定管理者の指定手続に関する条例第8条の規定に基づき、平成22年12月15日付大郷企画財政第559号で通知した施設の指定管理の指定取消しが決定したので通知しますと。

記。公の施設の名称・大郷住民バス、取消し年月日・平成27年3月31日、取消しの理由・町へ寄せられる苦情をもとに管理運営について改善するよう指導を行ってきたが、改善される見込みがなく、今後適切な管理運営ができないと判断したため、大郷町住民バス管理運営に関する協定書第20条第1項第1号及び第2号並びに大郷町住民バスの管理運営に関する仕様書1の19の(2)の規定により、指定を取り消しますと、このような内容で公社に来たんですよ。

これを皆さん踏まえてくださいね。こういう中で今の民間会社に平成27年度から指定管理者を変更し、現在に至っているんですけれども、この民間会社は路線を外れる、運転手のお客さんに対しての態度が悪いなどこの間十数件、十数件じゃない、数十件です、地域振興公社よりはるかに多い苦情が、まあ町にどのぐらい来てるかわかりませんが、バス会社なり町にも来てるはずですよ。私にも来てます。

最近で一番目立った苦情といますか、この間も決算審議委員会の中でお話しましたがけれども、ことし8月10日の朝にも大松沢宮前のバス停で路線から外れ、黒川高校の学生を乗車させないで走行し、親御さんからバス会社に電話しても何の反応、対応もしないため担当課のほうに電話したと聞いてます。

この会社ね、一向に苦情がなくなっていないんですよ。それで担当課の方も大変苦労されてると思うんです。実際問題私も担当課のほうといろいろお話させていただいてますけれども、担当課のほうはすぐに指導したようなんです。確かに。ですけれども、幾ら指導してもやっぱりいま

だに直っていないようなんですね。その後も大小はあれども苦情があるようでございます。町民の方々の生命を預かり、安全安心な運行を行うべきバス会社として、全く基本ができてない会社。

これね、ちょっと話しあれなんですけれども、選定基準というの、ここにあるんですけれども、選定基準、これ町で出したやつですからね。住民バスの選定基準で、ちょっと抜粋しますけれども、施設設置の目的が達成できるものであること、1番目ね。2番、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。3番目、事業計画の内容が当該事業計画書にかかわる公の施設の効用を最大限に発揮するものであることとともに、その管理にかかわる経費の縮減が図られること。第4といたしまして事業計画書に沿って当該施設の管理を安定し行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有すること。最後に、安全管理体系に整備され、従業員の教育が徹底されていること、一番最後にこれあるんです。こういう中で今の民間会社、公社から1年間の契約を残して強行して契約解除、それで今のこの民間会社をお願いしたという経緯があるわけなんです。

ですけれども、今言ったようにこのように相当苦情もあるし、ちょっと長くなって申しわけないですけれども、そのほかにも去年の3月10日、住民バスの大きい事故あったんです。大平、新幹線くぐったところのファミリーマートのところで、これ、町民の方々がほとんど知らない状況なんです。どういうわけか。このとき運転手さん、かなりの大けがをしまして、レスキュー隊が来るまで町民バスに挟まれて出られなかったみたいなんです。たまたまお客さん乗ってなかったからよかったものの、そのように重傷を負った方を、このバス会社の社長初め3人の関係者がいたんですよ、この場に。それで私黒川消防署に行って確認してきました。この件も。3人いて救急隊員に誰かが一人付き添ってくださいと、けが人に、かなり大きなけがしてますから、ですけど誰一人付き添わない、この会社の関係者。さらに病院も行ってないんです。これは親御さんから確認してるんです。病院にも来てないですよって本人から連絡あった。本人意識もうろうとしてる中で病院で対応したみたいですよ。このように人の命を預かるプロのバス会社、このようなことがあるんです。

町長、次どのように選考していくのかわかりませんが、もし何社かの競争入札なり指名入札なりする場合、やっぱりこの会社は外すべきだと思っんです。その件に関してお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 十分検討させていただきます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 私の一般質問にある程度前向きな答弁をいただいで、最後になりますけれども、最初に議長にお願いしたようにちょっとだけお話をさせていただきたいと思います。

私ごとなんですけれども、この2年間議員活動をさせていただいて一番感じたことは、町長はもとより大郷町そのものが周辺自治体からの信用がなくなっているのではないかと、本当に強く感じました。田中町長は、ぜひ本町の信頼回復にも努めていただき、今回の町長選挙が掲げられた公約の中で、私が議員として2年間思い、提案してきたことと重なる部分があるので、ぜひ実現していただき、大郷町として公正・公平な行政を行うよう強くお願いして私の質問終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 答弁要らないですね。（「答弁あるんでしたらお願いします。どうします」の声あり）

以上で、大友三男議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第3 議案第47号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第47号につきまして提案理由のほう御説明申し上げたいと思います。追加提案をさせていただきました議案の1ページのほう、ごらんいただきたいと思います。

#### 議案第47号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

#### 記

契約の目的 平成29年度成田橋橋梁修繕工事

契約の方法 条件付一般競争入札

契約金額 一金5,583万6,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額413万6,000円）

契約の相手方 仙台市青葉区栗生2丁目1番地11

株式会社ナカムラ 仙台支店

平成29年 9 月22日 提出

大郷町長 田 中 学

この議案第47号につきましては、成田橋修繕工事の工事請負契約の締結に当たりまして、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料によりまして御説明申し上げたいと思います。資料1の1をごらんいただきたいと思います。

資料1-1は工事の概要でございます。本工事につきましては、昨年度実施した橋梁点検の近接目視調査の結果において早急に修繕が必要と判断されたことから施工することとしたものでございまして、工事の内容といたしましては橋げた部分等の塗りかえ塗装工が642平米、支承防錆工16カ所、伸縮装置取り換え工24メートル等の施工となっております。

続きまして、資料の1の2でございます。こちら今回の工事の補修計画図としてお示しをさせていただいております。赤字で示してある部分について補修工事を施工するものとなっております。

次に、資料1-3でございます。今回の工事の入札結果の資料としてつけさせていただいております。入札方法につきましては、条件付一般競争入札でございまして、入札参加資格確認申請のございましたT&日本メンテ開発株式会社仙台営業所、ショーボンド建設株式会社南東北支店、東北化工建設株式会社、寺島建設工業株式会社、株式会社ナカムラ仙台支店の5社のうち事前辞退をした1社を除く4社による入札となったものでございます。

なお、入札は平成29年9月4日に執行でございます。入札結果については、4にお示しをしたとおりとなっております。

本件につきましては、設計金額5,000万円以上でございましたので、担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る設定条件の内申書に基づきまして8月1日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議におきまして設定した主な資格条件といたしましては、1つとして土木一式の承認格付Bランク以上の社で、建設業法に規定する経営事項審査結果の土木一式の総合評点が700点以上であること。2つ目といたしまして、入札の公告日におきまして県内に本店または本店から委任を受けた支店等有すること。3といたしまして、直接雇用関係のある

管理技術者を配置できること。それから、実績といたしましては平成24年度以降に元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡しの完了した請負金額5,000万円以上の橋梁の新設工事または橋梁修繕工事の施工実績を有することなどとしたところでございます。

その後、8月4日に建設工事条件付一般競争の入札公告を行いまして、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経まして、8月21日に入札参加資格判定委員会を開催いたしました。入札参加申請に当たっては、今回落札しました株式会社ナカムラ仙台支店を含めまして5社から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、9月4日に入札を執行いたしましたところでございます。

なお、入札に先立つ8月29日、東北化工建設株式会社からは辞退届けがありましたので、4社による入札となっております。

入札の結果でございますが、最低入札価格、株式会社ナカムラ仙台支店の5,170万円ということでございましたが、この金額は低入札調査基準価格として設定をいたしました5,880万8,451円を下回っておりましたことから、入札結果の備考欄にお示しをしておりますとおり、大郷町低入札価格取り扱い要綱第3条の規定によりまして落札の決定を留保するとともに9月7日に同社からヒアリングを実施の上、資料1-3の5にございますとおり9月8日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるかどうか審議をしたところでございます。

この審議の結果でございますが、同社は営業年数45年を数える会社でございまして、財務状況にも特段の所見はなく、また他の地方公共団体から同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものを認められること。それから、本工事につきましては同社における通常の利益率の確保が見込まれることなどの理由によりまして入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり契約内容に即した履行がなされると認めたとところでございます。

このことによりまして、最低入札価格をもって入札した株式会社ナカムラ仙台支店を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した5,583万6,000円として、9月13日付で工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては、来年、平成30年の3月23日といたしております。

説明については、以上でございます。御審議の上、御可決を賜ります

ようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 工期でございますが、3月23日までということになってるんですが、これから冬場を迎え、これまでの公共事業を見ましても冬期におけることが原因として大分工期延長もあった件も見受けられますが、もし工期おくれた場合のその辺の対応について、どのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

契約工期につきましては、30年の3月23日でございますが、基本的に契約工期内での履行ということで認識してございます。できれば担当課のほうの考えといたしましては、1月末ぐらいまでには何とか工事は終わらせたいというような考えでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の工事の内容見た場合に、いわゆる通行する利用ですか、住民の利用について支障はないのかなと思うんですが、改めてその辺についての説明も求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 通行の規制につきましては、工事の最中につきましましては、原則片側交互通行により作業を実施したいと思います。ただし極力作業工程にかぶらない場合につきましましては、全面を開放して交通の安全を確保したいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第48号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第48号について御説明申し上げたいと思います。議案書のほうは2ページとなります。

議案第48号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

契約の目的 平成29年度大郷町文化会館外壁等改修工事

契約の方法 条件付一般競争入札

契約金額 一金5,337万3,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額395万3,600円）

契約の相手方 仙台市宮城野区二十人町306番地の16

旭化学工業株式会社

平成29年9月22日 提出

大郷町長 田 中 学

この議案第48号につきましては、文化会館の外壁等の補修工事の工事請負契約の締結に当たり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料を用いまして概要のほう、御説明申し上げたいと思います。資料は2-1のほうをごらんいただきたいと思います。工事概要でございます。

本工事につきましては、経年劣化に伴う文化会館の外壁補修並びに屋上防水工事を施工するものでございまして、工事内容としましては外壁の塗装改修としてクラック補修が2,170メートル、外壁調査塗装として2,178平米、軒天塗装516平米、屋根改修工として塗装が160平米、屋上防

水改修といたしまして1,851平米等を施工する内容となっております。

次ページ以降、資料2-2から2-4につきましては、今回の工事の施工箇所図となっております。屋根部分の施工に当たりましては資料の2-2及び2-3にある着色部分について、また外壁については資料2-4のとおり全面改修を行う内容となっております。

それでは、続いて資料の2-5のほうをごらんいただきたいと思えます。今回の入札結果の資料でございます。

入札方法につきましては、条件付一般競争入札でございまして、入札参加資格確認申請のございました旭化学工業株式会社、株式会社木元装建仙台営業所の2社による入札となったものでございます。

なお、入札執行は29年9月4日となっております。

本件につきましては、設計金額5,000万円以上の工事でございますので、担当課より提出をされました条件付一般競争入札執行に係る設定条件の内申書に基づきまして8月1日に委員会を開催し、資格条件を設定してございます。

この会議において設定した主な資格条件でございますが、1つとしては塗装の承認格付Aランク以上の社で、建設業法に規定する経営事項審査結果の塗装の総合評点が700点以上であること、または防水の承認格付Aランク以上の社で建設業法に規定する経営事項審査結果の防水の総合評点が700点以上であること。2つといたしまして、入札の公告日におきいて宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること。3つ目といたしまして、直接雇用関係のある主任技術者を配置できること。それから、実績要件としましては平成24年度以降に元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡しの完了した請負金額5,000万円以上の類似工事の施工実績を有することなどとしたところでございます。

その後、8月4日に入札公告を行いまして、設計図書等の閲覧等経て8月21日、入札参加資格判定委員会を開催してございます。この参加申請に当たりましては、今回落札しました旭化学工業株式会社を含めまして2社からの申請がございました。要件判定の結果はいずれも適格者でございまして、この旨通知の上、9月4日に入札を執行したところでございます。

入札の結果でございます。最低入札価格、旭化学工業株式会社の4,942万円でございますが、こちら、低入札調査基準価格として設定をしておりました4,980万6,000円を下回っておりましたため、入札結果の備考欄にありますとおり、要綱の定めにより落札決定を留保し、9月6日にヒ

アリングを実施の上、資料2-5の5の部分にございますとおり、9月8日に調査委員会を開催いたしまして内容について審議をしたところでございます。

審議の結果でございます。同社につきましては、営業年数49年となる施設の改修工事をメインとした会社でございまして、県発注の同種工事の施工実績も多く、これまでの工事の実績によりまして十分に施工可能な範囲内において積算をし、応札したものであると認められること。加えまして、本工事に関しましては同社における通常の利益率の確保が見込まれることなどの理由によりまして入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり契約内容に即した履行がなされると認めたとところでございます。

このことにより、最低入札価格をもって入札した旭化学工業株式会社を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した5,337万3,600円として、9月13日付で工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、こちらの工期につきましては、平成30年の2月28日といたしております。

説明については、以上でございます。御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 全協で工期中もなかは、なかっぺいいますか、文化会館を使えと説明でございました。それで、足場とかあつて通行する場合の安全上の管理というか担保というか、この件に関してはどのように計画されてるのか、質問します。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

全協のほうでも説明させていただきましたが、外壁等の工事でございますので、まず、なかの使用については問題ないかと思ひます。

また、使用者が文化会館を利用する際は当然安全施設を確保いたしまして安全な通行ができるように通路を確保しますとともに上空で作業をしている際は誘導員等配置して利用者の方の安全を確保したいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ようやく文化会館の外壁がきれいになるのかなというこ

とで、本当にここまで至ったかなということで安心してはるわけですが、若干確認しておきたいんですが、前の説明ですと7月14日に入札したと、これ1社だけで不調だったと、この不調だったのは1社だから不調にしたのか、それとも金額的に問題だったのか、その辺、まず1点お聞きしたい思います。

それから、今回いわゆる不調だったことによって工事の内容に見直しがされたのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、前段の御質問についてお答えをさせていただきます。

入札参加は1社でございましたが、再度の入札の結果、要は予定価格まで至らなかったということで不調になったものでございます。

議長（石川良彦君） 次に地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 後半の部分の件について、お答えいたします。

工事の発注内容につきましては、前回と同様でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほども一般質問でもありましたが、この入札についての公平公正ということで、当然それはこれまでも議論深めてきた経過があるんですが、ただ先ほど確認しましたが、入札、いわゆる一般競争の入札ということで、あらゆる面から業者を募った場合にはたとえ1社でもその条件が合えば入札は問題なしという見解でございました。

しかし、他の自治体の先進的な事例を見ますと、1社だけの入札の場合には見合わせて、せめて複数の競争による入札を取り入れている自治体もあります。

そういう中で、このことについて関連してでございますが、新たな立場でつかれました町長に、その辺のいわゆる公共事業、条件付き一般競争入札、競争入札の参加の場合に、1社の場合には、やはりいろいろ事業も期間も定まっている、あるいは急ぐところも多いと思うんですが、公共事業、そういう中にあっても、より効率的な事業を進めていくという観点から、私はそういう場合には最低2社は競争させるということが必要かと思うんですが、今の段階で町長の所見などをお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 1社では競争という言葉には当てはまらないというふうに思いますが、今後やっぱり議員がおっしゃるように1社以上の参加が

あって初めて競争という原理原則が働くものというふうに思いますので、  
そうしたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） ぜひそういう視点で私たちも入札状況、たまたま見せて  
もらいますので、ぜひそういう視点で進めてほしいと思います。要望で  
ございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議案第48号 工事請負契約の締結についてを採決いたしま  
す。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可  
決されました。

---

#### 日程第5 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第5、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手  
元に配付した所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出が  
あります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とする  
ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し  
出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部  
終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は去る9月7日開会以来16日間にわたり、平成28年度各種会計決算認定を中心に条例の一部改正、平成29年度各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位の特段の御協力により、ここに今定例会を閉会できましたことは、議長として喜びにたえないとともに感謝を申し上げます。

今定例会に提案されました諸議案、決算認定等いずれも今後の町政を運営していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議によりそれぞれ適切妥当な結論を得たものでありまして、この御精励に対し、深く敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、執行部におかれましても、町長初め課長各位には審議の間、常に真剣な態度で御協力くださいました。その御労苦に対し、深く敬意を表しますとともに本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見・要望などに特に配慮していただき、町政執行に十分反映されますようお願いするものであります。

収穫の秋、議員各位には何かと御多忙のことと存じますが、それぞれ御自愛くださいまして今後の町政の積極的な推進に御尽力を賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、平成29年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午 後 3 時 3 1 分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員